

五島市地域防災計画

【資料編】

令和2年3月

(令和6年3月修正)

五島市防災会議

様式集

様式集 目次

1. 災害対策本部の設置・運営に関する様式 -----	1
1-1. 施設の安全確認チェックリスト-----	1
1-2. 参集状況一覧表-----	2
1-3. 災害対応指示書-----	5
2. 被害情報の収集・報告に関する様式 -----	6
2-1. 被害情報報告書-----	6
2-2. 被害情報集約マップ-----	7
2-3. 災害概況即報-----	8
2-4. 被害状況即報-----	10
3. 避難に関する様式 -----	11
3-1. 避難所開設状況一覧-----	11
4. 輸送に関する様式 -----	13
4-1. 輸送明細書-----	13
4-2. 緊急通行車両確認申請書-----	14

1. 災害対策本部の設置・運営に関する様式

1-1. 施設の安全確認チェックリスト

点検日： 年 月 日

点検者：

施設名称	
------	--

区分	点検箇所	被害の有無	被害の状況
建物	火災	あり ・ なし	【状況】
	柱	あり ・ なし	<input type="checkbox"/> 圧壊 <input type="checkbox"/> 折損 <input type="checkbox"/> 鉄筋露出 <input type="checkbox"/> その他（具体的に）
	壁面	あり ・ なし	<input type="checkbox"/> 破壊 <input type="checkbox"/> X字クラック <input type="checkbox"/> 非X字クラック <input type="checkbox"/> その他（具体的に）
	その他	あり ・ なし	【状況】
設備	ガス	あり ・ なし	<input type="checkbox"/> 爆発 <input type="checkbox"/> ガス漏れ <input type="checkbox"/> ガス臭あり <input type="checkbox"/> その他（具体的に）
	水道	あり ・ なし	<input type="checkbox"/> 管損傷 <input type="checkbox"/> 漏水 <input type="checkbox"/> 給水停止 <input type="checkbox"/> その他（具体的に）
	電気	あり ・ なし	<input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> ショート <input type="checkbox"/> その他（具体的に）
	電話	あり ・ なし	<input type="checkbox"/> 不通 <input type="checkbox"/> その他（具体的に）
	その他	あり ・ なし	【状況】

1-2. 参集状況一覧表

(1) 注意体制時

月 日 時 分 時点

【本庁】

部名	班名	予定人員			参集人数
		班長	班員	合計	
	本部長				
	副本部長				
総務企画 対策部	部長	1		1	
	本部対策班	1	3	4	
	連絡調整班				
	庶務・会計班				
	生活再建支援班				
	情報集約班				
	職員班	1		1	
	広報班				
	管理班				
	受援班				
市民生活 対策部	部長				
	市民班				
	環境衛生班				
	避難所班	1		1	
保健福祉 対策部	部長				
	保健医療班				
	生活救護班				
産業 対策部	部長				
	調達・輸送班				
	商工観光班				
農水 対策部	部長				
	農林班				
	水産班				
住宅水道 対策部	部長				
	土木班				
	住宅調査班				
	水道班				
教育 対策部	部長				
	教育・教育施設班				
	生涯学習班				
消防 対策部	部長				
	総務班				
	予防班				
	危険物班				
	警防班				
	消防班				
本庁 計		-	-	7	

【支所】

部名	班名	予定人員			参集人数
		班長	班員	合計	
富江 支所	支所長				
	窓口班				
	地域振興班				
玉之浦 支所	支所長				
	窓口班				
	地域振興班				
三井楽 支所	支所長				
	窓口班				
	地域振興班				
岐宿 支所	支所長				
	窓口班				
	地域振興班				
奈留 支所	支所長				
	窓口班				
	地域振興班				
支所 計		-	-	0	
本庁+支所		-	-	7	

(2) 警戒体制時

月	日	時	分	時点
---	---	---	---	----

【本庁】

部名	班名	予定人員			参集人数
		班長	班員	合計	
	本部長	(1)		(1)	
	副本部長	1		1	
総務企画 対策部	部長	1		1	
	本部対策班	1	3	4	
	連絡調整班				
	庶務・会計班				
	生活再建支援班				
	情報集約班	1	3	4	
	職員班	1	3	4	
	広報班	1	3	4	
	管理班	1		1	
	受援班				
市民生活 対策部	部長				
	市民班	1		1	
	環境衛生班				
	避難所班	1	3 + 避難所 開設者	4	
保健福祉 対策部	部長				
	保健医療班				
	生活救護班	1	3	4	
産業 対策部	部長				
	調達・輸送班	1		1	
	商工観光班				
農水 対策部	部長				
	農林班	1		1	
	水産班				
住宅水道 対策部	部長				
	土木班	1		1	
	住宅調査班				
教育 対策部	部長				
	教育・教育施設班	1 (教育・教育施設 班長)		1	
	生涯学習班				
消防 対策部	部長				
	総務班	2 (指令室)		2	
	予防班				
	危険物班				
	警防班				
	消防班				
本庁 計		-	-	34	

【支所】

部名	班名	予定人員			参集人数
		班長	班員	合計	
富江 支所	支所長				
	窓口班	1		1	
	地域振興班				
玉之浦 支所	支所長				
	窓口班	1		1	
	地域振興班				
三井楽 支所	支所長				
	窓口班	1		1	
	地域振興班				
岐宿 支所	支所長				
	窓口班	1		1	
	地域振興班				
奈留 支所	支所長				
	窓口班	1		1	
	地域振興班				
支所 計		-	-	5	
本庁+支所		-	-	39	

(3) 非常体制時

月	日	時	分	時点
---	---	---	---	----

【本庁】

部名	班名	参集人数	備考
本部長			
副本部長			
総務企画 対策部	部長		
	本部対策班		
	連絡調整班		
	庶務・会計班		
	生活再建支援班		
	情報集約班		
	職員班		
	広報班		
	管理班		
	受援班		
市民生活 対策部	部長		
	市民班		
	環境衛生班		
保健福祉 対策部	部長		
	保健医療班		
	生活救護班		
産業 対策部	部長		
	調達・輸送班		
	商工観光班		
農水 対策部	部長		
	農林班		
	水産班		
住宅水道 対策部	部長		
	土木班		
	住宅調査班		
教育 対策部	部長		
	教育・教育施設班		
	生涯学習班		
消防 対策部	部長		
	総務班		
	予防班		
	危険物班		
	消防班		
本庁 計			

【支所】

部名	班名	参集人数	備考
富江 支所	支所長		
	窓口班		
	地域振興班		
玉之浦 支所	支所長		
	窓口班		
	地域振興班		
三井楽 支所	支所長		
	窓口班		
	地域振興班		
岐宿 支所	支所長		
	窓口班		
	地域振興班		
奈留 支所	支所長		
	窓口班		
	地域振興班		
支所 計			
本庁+支所			

1-3. 災害対応指示書

指示日： 年 月 日

指示者： 氏名 部名 班名

No.	指示事項		処理状況
1	いつ		<input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> 対応未完了(理由を記載)
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		
2	いつ		<input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> 対応未完了(理由を記載)
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		
3	いつ		<input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> 対応未完了(理由を記載)
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		
4	いつ		<input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> 対応未完了(理由を記載)
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		
5	いつ		<input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> 対応未完了(理由を記載)
	どこで		
	だれが		
	なにをする ※方法も記載		

2. 被害情報の収集・報告に関する様式

2-1. 被害情報報告書

報告日： 年 月 日

報告者		報告者所属	
-----	--	-------	--

↓市民からの情報提供の場合に記入

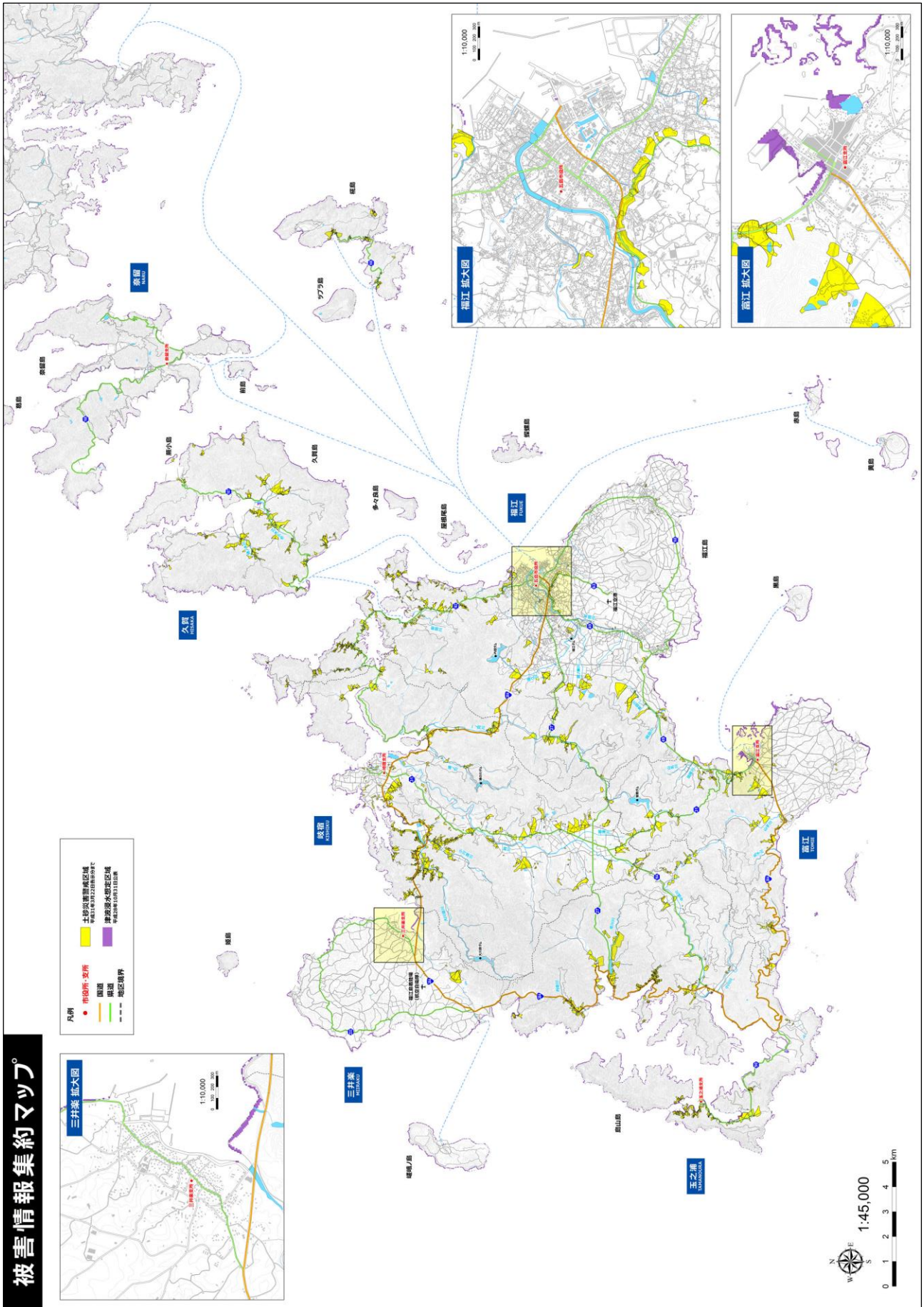
情報提供者		連絡先	
-------	--	-----	--

【被害状況】

区分	場所	日時	状況
家屋・建物の倒壊			
火災 ・ 浸水			
道路の 通行障害			
その他			

※可能であれば写真を撮影し、本報告書と併せて提出して下さい。(本報告書をPCで作成する場合等は、裏面に写真を貼り付けて印刷する)

2-2. 被害情報集約マップ



2-3. 災害概況即報

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>（消防本部名）</small>	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住宅被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		<small>うち 災害関連死者</small>		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人	一部破損		棟	未分類		棟	
		119 番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

市町村名	災害発生情報		発令日時		避難指示(緊急)		避難勧告		発令日時		避難準備・高齢者等避難開始		発令日時	
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること

2-4. 被害状況即報

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区		分		被害		被害		区		分		被害		被害		都道府県		市町村																													
災害名	報告番号	災害名	報告番号	流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	学	病	道	橋	河	港	砂	清	崖	鉄	被	水	電	電	ガ	ブ	応	急	対	策	の	状	況	被害	金額	件	災害	設置	状況	適用	市町村名	災害	救助	法	計	団体						
第 報	(月 日 時現在)	田	畑	学	病	道 <td>橋</td> <td>河</td> <td>港</td> <td>砂</td> <td>清</td> <td>崖</td> <td>鉄</td> <td>被</td> <td>水</td> <td>電</td> <td>電</td> <td>ガ</td> <td>ブ</td> <td>応</td> <td>急</td> <td>対</td> <td>策</td> <td>の</td> <td>状</td> <td>況</td> <td>被害</td> <td>金額</td> <td>件</td> <td>災害</td> <td>設置</td> <td>状況</td> <td>適用</td> <td>市町村名</td> <td>災害</td> <td>救助</td> <td>法</td> <td>計</td> <td>団体</td>	橋	河	港	砂	清	崖	鉄	被	水	電	電	ガ	ブ	応	急	対	策	の	状	況	被害	金額	件	災害	設置	状況	適用	市町村名	災害	救助	法	計	団体										
報告者名		区	分	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害					
死亡者	うち災害関連死者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人					
行方不明者		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
負傷者	重傷	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
負傷者	軽傷	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
全	壊	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟		
半	壊	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟		
一	部	破	損	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟
床	上	浸	水	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟
床	下	浸	水	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟
公	共	建	物	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟
そ	の	他	の	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

3. 避難に関する様式

3-1. 避難所開設状況一覧

地区	No.	施設・場所名	担当職員	開設日時	避難者数			
					月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
福江	1	福江小学校（体育館）						
	2	中央公園（市民体育館）						
	3	福江中学校(体育館)						
	4	緑丘小学校(体育館)						
	5	末広公園						
	6	東公園						
	7	外濠公園						
	8	丸木緑地公園						
	9	勤労福祉センター						
	10	県立五島高校（体育館）						
	11	上大津住民センター						
	12	下大津住民センター						
	13	松山住民センター						
	14	緑丘地区公民館						
奥浦	15	奥浦小学校（体育館）						
本山	16	翁頭中学校（体育館）						
	17	本山地区公民館						
大浜	18	大浜地区公民館						
	19	大浜財産区管理センター						
崎山	20	長手スポーツセンター						
久賀	21	久賀小中学校						
富江	22	富江町公民館						
	23	富江中学校（体育館）						
	24	富江温泉センター（駐車場）						
	25	富江地域福祉センター						
玉之浦	26	玉之浦小中学校(体育館)						
	27	玉之浦健康増進施設						
	28	玉之浦支所						
三井楽	29	三井楽中学校（体育館）						
	30	嵯峨島小中学校						
	31	三井楽町総合福祉センター						
	32	遣唐使ふるさと館						

地区	No.	施設・場所名	担当職員	開設日時	避難者数			
					月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
三井楽	33	三井楽町公民館						
	34	多目的研修集会施設						
岐宿	35	岐宿中学校（体育館）						
	36	岐宿町公民館岐宿分館						
	37	岐宿町公民館山内分館						
	38	福江島開発総合センター						
奈留	39	奈留総合グラウンドサブグラウンド						
	40	奈留テニスコート						
	41	奈留小中学校（体育館、柔剣道場）						
	42	奈留保健センター						
	43	奈留総合体育館						
	44	県立奈留高校						

4. 輸送に関する様式

4-1. 輸送明細書

ア 輸送明細

従事会社名			会社所在地		
車両番号			運転手名		
出庫時間	帰車時間	稼働時間	走行キロ数	請求金額	備考

イ 作業内容

発地着地	作業内容キロ数 (回数)	金額	摘要

4-2. 緊急通行車両確認申請書

第 号		緊急通行車両確認申請書	
長崎県知事 長崎県公安委員会 殿		申請者住所 (電話) 氏名	
番号標に表示 されている番号		印	
車両の用途 (緊急輸送を行 う車両にあつて は、輸送人員又 は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

資料集

資料集 目次

1. 気象に関する資料 -----	1
1-1. 九州北部地方（山口県を含む）への台風接近数-----	1
1-2. 累年の極値・順位値表（風、降水 28 量）-----	2
1-3. 気象情報の種類と概要-----	3
1-4. 気象情報の伝達系統-----	13
1-5. 津波警報等発表時の広報文例-----	15
2. 危険箇所に関する資料 -----	16
2-1. 市指定危険箇所-----	16
2-2. 県指定危険箇所-----	18
2-3. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の概要-----	21
3. 被害状況報告に関する資料 -----	22
3-1. 被害の認定基準-----	22
4. 災害救助法に関する資料 -----	24
4-1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間-----	24
5. 避難に関する資料 -----	27
5-1. 避難施設の指定基準-----	27
5-2. 指定緊急避難場所、指定避難所、届出避難所一覧-----	28
5-3. 福祉避難所一覧-----	32
5-4. 避難情報発令時の広報文例-----	34
6. 水防に関する資料 -----	38
6-1. 河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書-----	38
6-2. 水防器材の明細-----	41
6-3. 県管理河川-----	42
6-4. 五島市内の海岸保全区域-----	43
7. 消防に関する資料 -----	46
7-1. 五島市消防本部及び五島市消防署-----	46
8. 輸送に関する資料 -----	48
8-1. 市保有車両-----	46
8-2. 市内事業者等が保有する車両・船艇-----	49
8-3. ヘリコプター離着陸地-----	54
8-4. 防災拠点漁港-----	56

9. その他の資料	58
9-1. 防災担当部署保管器材	58
9-2. 市内海水浴場	59
9-3. 市内漁業協同組合	61
9-4. 上水・簡水施設による給水状況	63
9-5. 主な医療救護班一覧	64
9-6. 汚物処理施設、収集運搬車、清掃業者一覧	66
9-7. 一時遺体安置所及び火葬場一覧	68
9-8. 五島海上保安署所属巡視船及び巡視艇保有資材	70
9-9. 自衛隊の派遣において市が準備すべき資機材	71
10. 他自治体、事業者等との協定	72
10-1. 協定締結状況一覧	72
10-2. 長崎県五島区域防災相互応援協定	73
11. 条例・要綱	75
11-1. 五島市防災会議規則	75
11-2. 五島市防災会議委員名簿	77
11-3. 五島市災害対策本部条例	78
11-4. 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	79
11-5. 五島市沿岸汚染対策要綱	80
11-6. 漂流油等の沿岸汚染対策指導要綱	81

1. 気象に関する資料

1-1. 九州北部地方(山口県を含む)への台風接近数

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2013						1			1	1			3
2014							1	1		2			4
2015					1		2	1					4
2016									2	1			3
2017							1	1	1	1			4
2018							2	4	2	1			8
2019						1		2	1	1			5
2020								1	2				3
2021								2	1				3
2022							2	1	2				5

※台風の中心が山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県のいずれかの気象官署等から 300km 以内に入った場合を「九州北部地方(山口県を含む)に接近した台風」としている。

※接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

資料：気象庁 HP

1-2. 累年の極値・順位値表(風、降水量)

順位	風						降水量			
	日最大風速・風向			日最大瞬間風速・風向			日降水量		日最大1時間降水量	
	年月日	風向 (16方位)	風速 (m/s)	年月日	風向 (16方位)	風速 (m/s)	年月日	降水量 (mm)	年月日	降水量 (mm)
1	S62.8.31	南	31.3	S62.8.31	南	55.6	H17.9.10	432.5	S42.7.9	113.5
2	H3.7.29	南南西	26.9	S62.8.30	南	54.1	S60.6.28	326.0	H1.9.12	93.5
3	S53.9.15	南	26.6	H18.9.17	北	53.4	S49.5.18	310.5	H17.9.10	89.0
4	S62.8.30	南	26.5	H3.7.29	南	49.5	R1.7.20	294.0	R2.9.7	88.0
5	H18.9.17	北北西	26.0	H3.9.27	北北西	47.5	H23.11.18	290.5	S40.11.19	86.7
6	S45.8.14	北	25.2	S53.9.15	南	44.9	S62.7.19	280.5	H1.9.21	84.5
7	H3.9.27	北北西	24.7	H7.7.23	南南東	43.8	S47.6.11	280.0	H3.8.9	81.5
8	H30.7.3	南東	23.1	H14.8.31	南東	42.4	S38.8.21	268.2	H12.9.9	81.0
9	S51.7.19	北東	23.0	S51.7.19	東北東	41.9	H18.9.17	261.5	H14.10.19	79.5
10	H7.7.23	南南東	22.4	H16.8.19	南	41.2	R3.8.14	258.5	S60.6.28	78.5

観測地点：福江

統計期間：昭和37年5月から令和5年10月

資料：気象庁HP

1-3. 気象情報の種類と概要

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、「五島市」に対して発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり「五島」又は「下五島」の名称を用いる場合がある。なお、特別警報が発表された際に、長崎県から市町、市町から住民へは通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

《特別警報・警報・注意報の概要》

種類	概要	警戒レベル
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。	4～5 相当
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。	3～4 相当
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。	2、3 相当

《特別警報・警報・注意報の種類と概要》

種類	概要	警戒レベル	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	5 相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	4 相当
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	3 相当
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	3 相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	

種類	概要	警戒レベル
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	4相当
注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	2
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	2
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	2～3相当
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	

《警報・注意報発表基準一覧》

令和5年6月8日現在

種類		発表基準	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 30
		土砂災害	土壌雨量指数基準 196
	洪水	流域雨量指数基準	一の川流域=14.3, 鰐川流域=13.7, 中須川流域=11.4, 福江川流域=14.5
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	6.0 m
	高潮	潮位	2.2 m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	20
		土壌雨量指数基準	115
	洪水	流域雨量指数基準	一の川流域=11.4, 鰐川流域=10.9, 中須川流域=9.1, 福江川流域=11.6
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 12m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 3cm
	波浪	有義波高	2.5m
	高潮	潮位	1.7m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	陸上：100m 海上：500m
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%	
	低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下	
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下	
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

(2)長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3)長崎県潮位情報

副振動(※1)や異常潮位(※2)などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

※1 副振動：湾などで観測される周期、数分から数十分程度の海面の昇降現象。

※2 異常潮位：潮位が比較的長時間(1週間から3カ月程度)継続して平常より高く(もしくは低く)なる現象。

(4)土砂災害警戒情報

長崎県と長崎地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、五島市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう五島市に対して発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(5)記録的短時間大雨情報

長崎県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(6)竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっている時に、一時細分区名(五島)に対して発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、一時細分区名(五島)で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(7)火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、県を通じて五島市や五島市消防本部に伝達される。

なお、火災気象通報の発表基準は次のとおりである。

【通報基準】

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。なお、「強風注意報」の発表が予想され火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

【通報内容及び時刻】

毎日5時頃(日本時間、以下同様)、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

(8)地震に関する情報

①緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

※緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

② その他の地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を追加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合はその市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻や発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や外国への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

③ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

種類	内容
地震解説資料	担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。
管内地震活動図及び週間地震概況	地震及び津波に係る災害予想図の作成その他の防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(9) 津波に関する情報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
		5m<高さ≤10m	10m			
		3m<高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)		陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【留意事項等】

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による被害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

② 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《最大波の観測値の発表内容》

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

《最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点)》

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

《最大波の観測値の発表内容(沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点)》

全国の警報等の発表情報	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から 100 km 以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

【津波情報の留意事項等】

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

③ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(10) 南海トラフ地震に関連する情報

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象とした地震発生の可能性の高まりに関する情報である。この情報は、以下の2種類の情報名で発表される。

≪「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件≫

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ● 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ● 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

≪「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件≫

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ● 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ● その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ● 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

（11）火山現象に関する警報等

① 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

福岡管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

② 噴火予報

福岡管区气象台が、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

≪福江火山群の噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表≫

名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
噴火警報（周辺海域）	周辺海域	影響の及ぶ範囲が海域に限られる噴火が発生すると予想される場合	周辺海域警戒
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合 その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	活火山であることに留意

③ 降灰予報（定時）

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

種類	内容
降灰予報 （定時）	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。 ● 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 ● 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 （速報）	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。 ● 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 （詳細）	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。 ● 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。 ● 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。 <p>気象庁ホームページ（降灰予報のページ） https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/37.979/135/&contents=ashfall</p>

④ 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

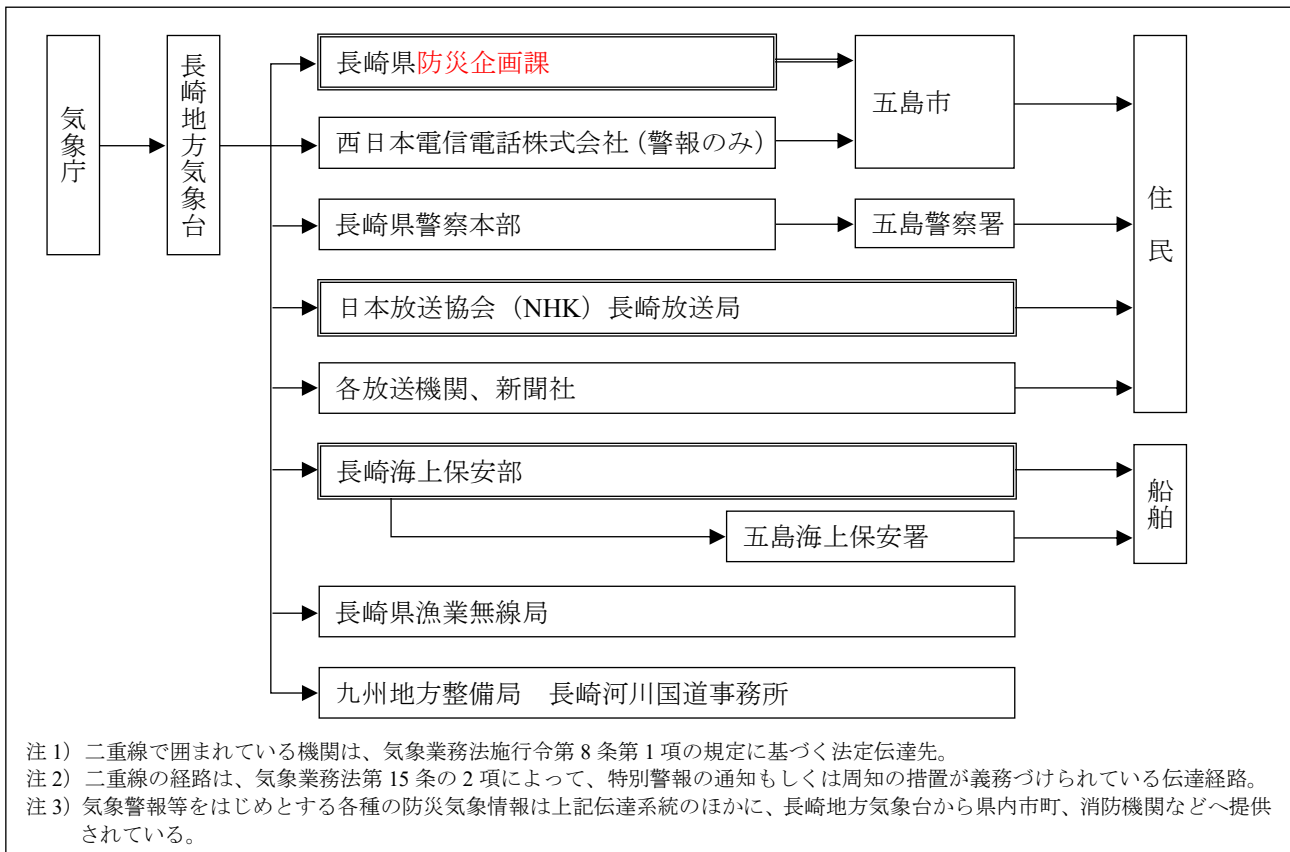
⑤ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（及び福岡管区气象台）が発表する。

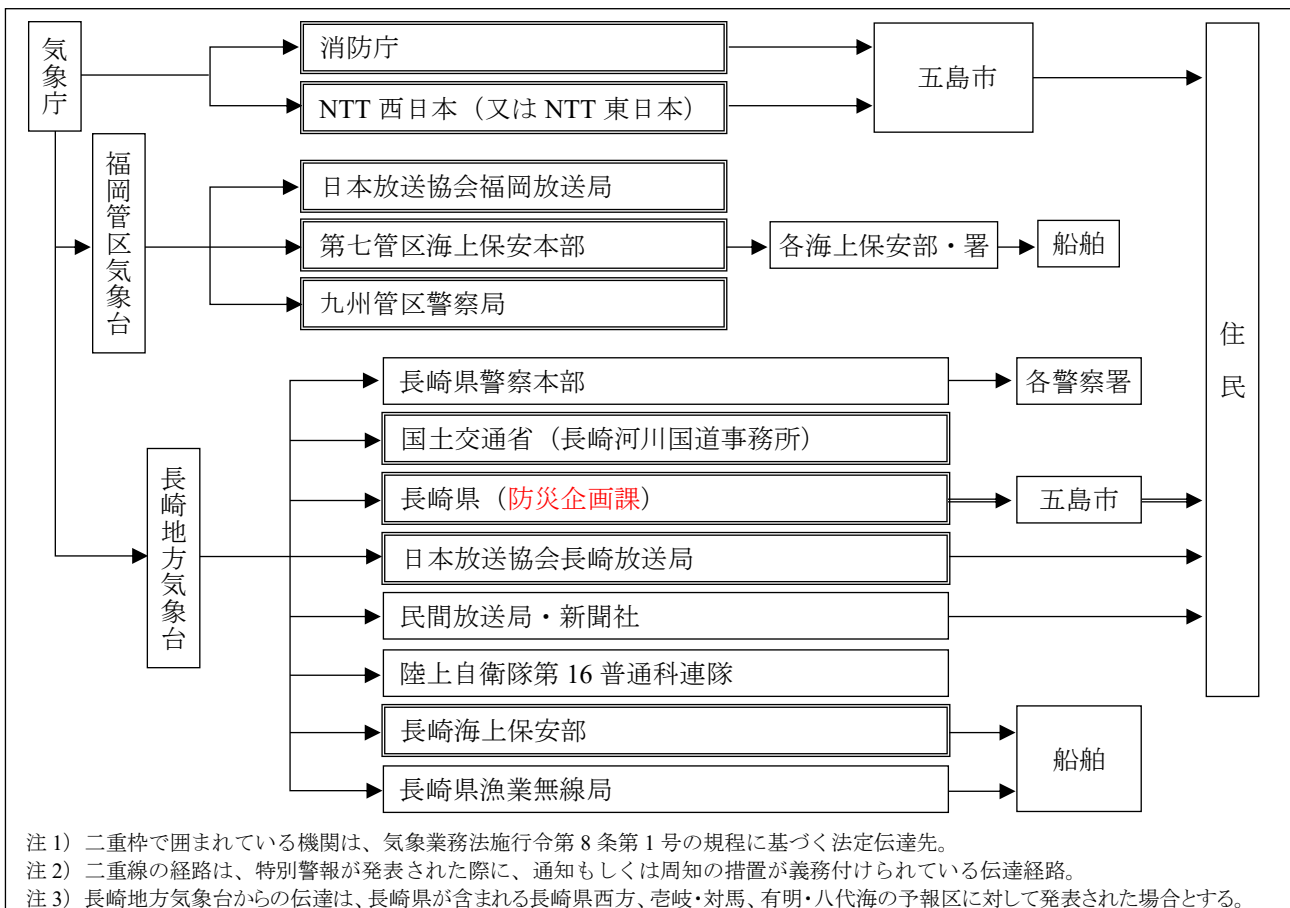
種類	内容
火山の状況に関する解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 ● また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
噴火速報	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火発生の事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される。 ● 噴火速報は以下のような場合に発表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p>
火山活動解説資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。
月間火山概況	<ul style="list-style-type: none"> ● 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

1-4. 気象情報の伝達系統

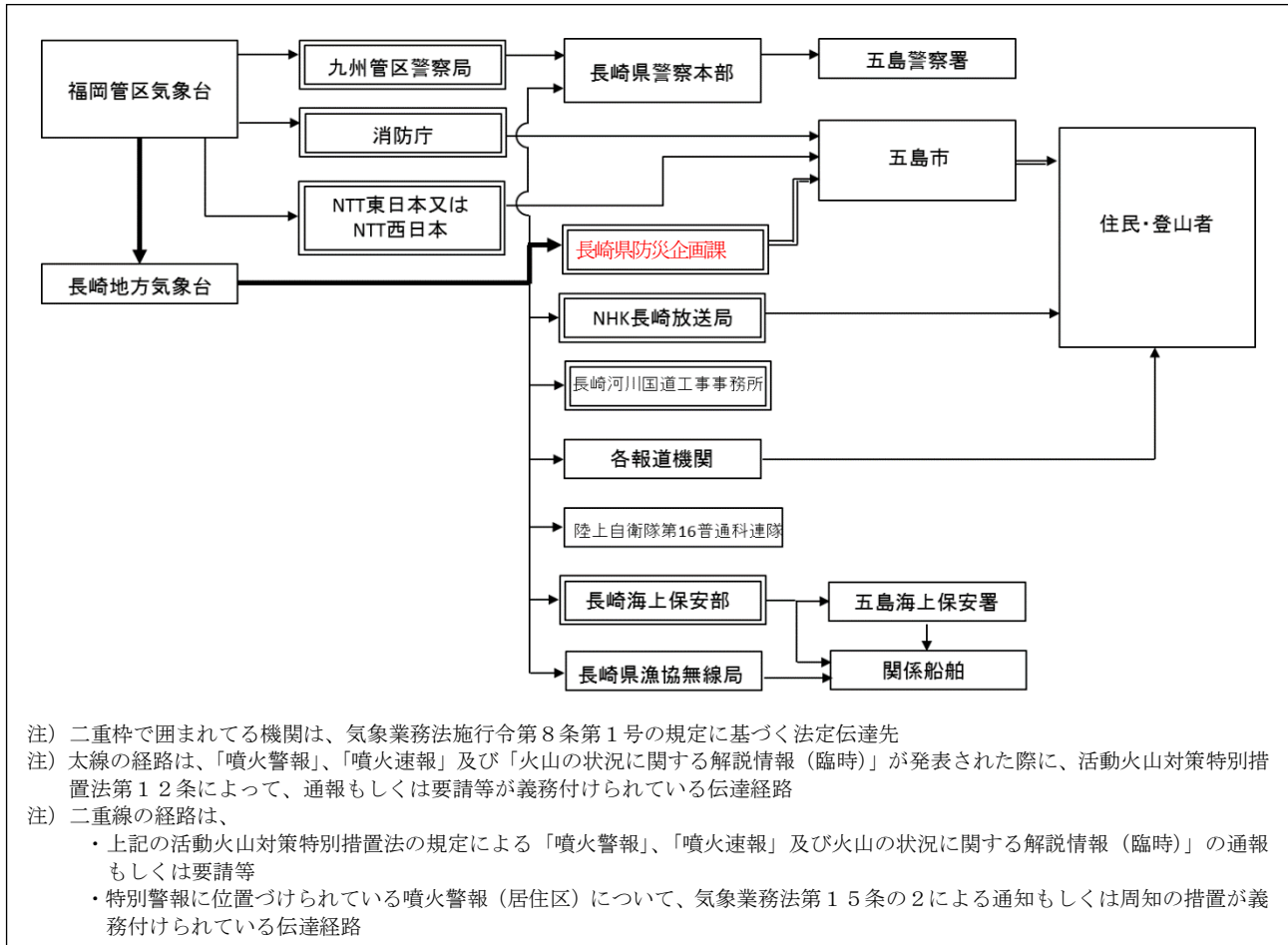
(1) 気象警報等



(2) 津波警報・注意報



(3) 福江火山群に関する噴火予報・警報等



1-5. 津波警報等発表時の広報文例

対象	手段	津波注意報	津波警報	大津波警報
漁協	電話	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、津波注意報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 漁船へ至急連絡し、注意を促してください。 ● 注意報が解除され次第、再度連絡いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、津波警報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 漁船へ至急連絡し、最寄の港に寄港させてください。 ● 警報が解除され次第、再度連絡いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、大津波警報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 漁船へ至急連絡し、最寄の港に寄港させてください。 ● 警報が解除され次第、再度連絡いたします。」
海水浴場	電話	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、津波注意報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 遊泳を禁止し、速やかに高台へ避難させて下さい。 ● 注意報が解除され次第、再度連絡いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、津波警報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 遊泳を禁止し、速やかに高台へ避難させて下さい。 ● 警報が解除され次第、再度連絡いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、大津波警報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 直ちに遊泳を禁止し、高台へ避難させて下さい。 ● 警報が解除され次第、再度連絡いたします。
	巡回広報	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、津波注意報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 遊泳を禁止し、速やかに高台へ避難してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、津波警報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 遊泳を禁止し、速やかに高台へ避難してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● こちらは五島市総務課です。 ● ただいま、大津波警報が発表されました。 ● 波の高さは〇〇m、〇時〇分頃に到達するもようです。 ● 直ちに遊泳を禁止し、高台へ避難するよう指示します。

※市民への避難情報の伝達は、5-4.避難情報発令時の広報文例 (P.34) による

2. 危険箇所に関する資料

2-1. 市指定危険箇所

(1) 洪水・水害危険区域

No.	地区	小地区	危険箇所			予想される被害
			地名・場所	延長(m)	住家(戸)	
1	福江	福江	河川：後の川（大荒町）	1,640	120	溢水及び決壊による家屋浸水
2		福江	河川：田部手川（松山町）	770	27	護岸の決壊による家屋浸水
3	富江	黒瀬	河川：山手川（黒瀬）	1,640	50	溢水による家屋浸水
4		田尾	河川：田尾川（河口付近）	700	6	溢水による家屋浸水
5		松尾	ため池：松尾大堤	140	20	堤防決壊による家屋浸水
6		松尾	ため池：松尾小作	117	4	堤防決壊による家屋浸水
7	三井楽	貝津	河川：中尾川（江頭川）	550	1	溢水による家屋浸水
8	奈留	泊	農業用水路：東風泊	70	6	溢水による家屋浸水

(2) 高潮危険区域（海岸）

No.	地区	小地区	危険箇所			予想される被害
			地名・場所	延長(m)	住家(戸)	
9	三井楽	八ノ川	三井楽町 八ノ川	150	1	護岸決壊による家屋浸水
10		柏	三井楽町 柏漁港	79	2	護岸決壊による家屋浸水

(3) 地すべり・山（崖）くずれ危険箇所

No.	地区	小地区	危険箇所			予想される被害
			地名・場所	延長(m)	住家(戸)	
11	福江	大浜	増田町・日吉山県道分岐付近	150	4	山腹崩壊による家屋倒壊
12		雨通宿	主要地方道福江荒川線	50	0	山腹崩壊による道路寸断
13		松尾	主要地方道路富江岐宿線	92	0	山腹崩壊による道路寸断
14		籠淵	籠淵町・籠淵浄水場付近	0	0	山腹崩壊による給配水支障
15	富江	田尾	富江町田尾・宮ノ下	200	20	山腹崩壊による家屋倒壊
16		黒瀬	富江町黒瀬・江尻	270	31	崖崩れによる家屋倒壊
17		長峰	富江町長峰・丸子	3,200 m ²	16	土石流による家屋倒壊
18	玉之浦	荒川	一般国道 384 号	38	0	山腹崩壊による道路寸断
19			市道荒川幾久山線(A)	20	60	山腹崩壊による道路寸断
20			市道荒川幾久山線(B)	22	60	山腹崩壊による道路寸断
21		丹奈	林道丹奈線	10,200 m ²	0	法面崩壊による水道水供給網の遮断
22	岐宿	河務	一般県道河務福江線	10	0	山腹崩壊による道路寸断
23	奈留	大串	一般県道奈留島線	80	0	山腹崩壊による道路寸断
24		東風泊	一般県道奈留島線	50	0	山腹崩壊による道路寸断
25		夏井	市道夏井 5 号線	20	7	山腹崩壊による家屋倒壊、道路寸断

(4) 地すべり等による避難指導箇所

No.	地区	小地区	危険箇所			予想される被害
			地名・場所	延長(m)	住家(戸)	
26	福江	福江	松山町・戸楽地区	120	10	山腹崩壊による家屋倒壊
27			松山町・松山	-	27	山腹崩壊による家屋倒壊

No.	地区	小地区	危険箇所			予想される被害
			地名・場所	延長(m)	住家(戸)	
28	福江	奥浦	戸岐町・船隠戸岐小学校先民家裏	40	6	山腹崩壊による家屋倒壊
29			平蔵町・櫛ノ浦天満宮南東斜面	76	9	山腹崩壊による家屋倒壊
30			奥浦町・堂崎教会付近	10	3	山腹崩壊による家屋倒壊
31			平蔵町・東鍋内	80	1	山腹崩壊による家屋倒壊
32			奥浦町・奥浦	-	11	山腹崩壊による家屋倒壊
33	福江	大浜	増田町・日吉山海岸付近	100	5	崖崩れによる家屋倒壊
34			久賀	田ノ浦町・小向民家下	20	3
35		田ノ浦町・民宿裏		80	5	崖崩れによる家屋倒壊
36		杣島	本窯町 長山墓の下	150	6	崖崩れによる家屋倒壊
37			伊福貴町中尻久保・中ノ川左岸民家裏石垣	25	12	石垣崩壊による家屋倒壊
38			伊福貴町中尻久保・中ノ川上流民家横石垣	15	3	石垣崩壊による家屋倒壊
39			伊福貴町・祇園山民家裏	10	2	崖崩れによる家屋倒壊
40	富江	田尾	富江町田尾・橋 向 (A)	45	3	山腹崩壊による家屋倒壊
41			富江町田尾・橋 向 (B)	40	1	山腹崩壊による家屋倒壊
42		山手	富江町山手・永 田	320	2	山腹崩壊による家屋倒壊
43		黒瀬	富江町長峰・小田池窄	240	4	山腹崩壊による家屋倒壊
44		琴石	富江町長峰・平ノ山	180	2	山腹崩壊による家屋倒壊
45			富江町長峰・尾ノ上	140	4	山腹崩壊による家屋倒壊
46		太田	富江町長峰・江 底	100	7	崖崩れによる家屋倒壊
47			富江町長峰・石垣坂子	25	3	山腹崩壊による家屋倒壊
48		松尾	富江町松尾・立花	20	1	山腹崩壊による家屋倒壊
49	玉之浦	布浦	玉之浦町布浦・中木宅近くの山	20	2	山腹崩壊による家屋倒壊
50		布浦	玉之浦町布浦・中村岩助宅裏	15	2	山腹崩壊による家屋倒壊
51		玉之浦	玉之浦町玉之浦・井持 (西方寺下)	20	1	崖崩れによる家屋倒壊
52		玉之浦	玉之浦町玉之浦大の元・藤原哲俊宅裏	200	13	崖崩れによる家屋倒壊
53		玉之浦	玉之浦町玉之浦井持・永尾鉄伊宅裏	12	1	崖崩れによる家屋倒壊
54		荒川	玉之浦町荒川 (小物崎) 民家裏	80	10	山腹崩壊による家屋倒壊
55		中須	玉之浦町中須・川上幸人宅裏	20	1	崖崩れによる家屋倒壊
56	岐宿	岐宿	岐宿町岐宿・山下秋民宅裏	10	1	山腹崩壊による家屋倒壊
57		楠原	岐宿町楠原	40	2	崖崩れによる家屋倒壊
58		川原	小川原 (消防車庫より東側)	400	22	山腹崩壊による家屋倒壊
59		川原	渕之元 (辻本宅裏山)	50	1	山腹崩壊による家屋倒壊
60		河務	河務前小島	160	3	山腹崩壊による家屋倒壊
61		河務	岐宿町河務	-	4	崖崩れによる家屋倒壊
62		川原	小川原 (字赤窄)	70	5	山腹崩壊による家屋倒壊
63		川原	惣津越	15	1	法面崩壊による家屋倒壊
64	奈留	相の浦	月川宅裏山	10	6	崖崩れによる家屋倒壊
65		泊	東風泊民家裏	60	5	山腹崩壊による家屋倒壊
66		浦	田岸・古木芳明宅裏	40	10	山腹崩壊による家屋倒壊
67		櫛木山	岩村栄子宅～岩村初枝宅裏山	70	8	山腹崩壊による家屋倒壊
68		櫛木山	岩村浅男宅裏山	50	5	山腹崩壊による家屋倒壊

2-2. 県指定危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険区域（指定）状況

指定区域の名称		急傾斜地 面積 ha	人家 戸数	指定年月日	指定区域の名称		急傾斜地 面積 ha	人家 戸数	指定年月日
福江	伊福貴	11.24	52	S46.3.23	玉之浦	井持	1.50	19	S51.11.23
	本窯	2.40	51	S46.11.19		越首元倉	1.50	34	S51.11.23
	戸岐	3.90	58	S46.11.19		大ノ元	0.13	17	S55.4.8
	戸岐向	2.00	19	S51.2.27		西平	1.80	22	S61.1.10
	赤瀬	1.20	8	S51.2.27		芝浦	0.69	64	S61.11.28
	伊福貴第2	0.74	12	S52.3.8		東平	0.31	21	S61.11.28
	蕨	0.34	23	S59.1.20		東平(1)	1.02	10	H24.7.31
	本窯(B)	0.34	13	S61.11.28	岐宿	白石(B)	4.99	76	S46.11.19
	久賀(2)	0.90	10	H2.4.6		兵在形	1.20	31	H2.7.17
	祇園山	0.60	21	H6.12.9		測之元	0.38	10	H3.11.1
	戸楽	0.49	10	H17.3.17		古道	1.83	19	H9.4.25
	戸楽(2)	0.05	6	H29.8.4		大川原	0.82	11	H9.4.25
富江	登立	0.43	10	S63.1.12	奈留	小川原	0.61	9	H26.2.25
	太田	0.46	8	H13.4.13		浦向	1.00	20	S57.10.1
	浦中	0.83	30	H14.7.23		柿浦	0.50	45	H2.1.19
						池島泊	0.20	14	H10.1.16
					小池	0.60	12	H14.8.9	

(2) 土砂災害（特別）警戒区域指定状況

地区	種別	警戒区域	特別警戒区域	備考
福江	急傾斜地の崩壊	394	392	
	土石流	168	164	
	地すべり	6	0	
富江	急傾斜地の崩壊	76	74	
	土石流	36	36	
	地すべり	6	0	
玉之浦	急傾斜地の崩壊	164	161	
	土石流	71	61	
	地すべり	11	0	
三井楽	急傾斜地の崩壊	1	1	
	土石流	3	3	
	地すべり	0	0	
岐宿	急傾斜地の崩壊	262	258	
	土石流	145	138	
	地すべり	2	0	
奈留	急傾斜地の崩壊	324	322	
	土石流	119	112	
	地すべり	1	0	
計	急傾斜地の崩壊	1,221	1,208	
	土石流	542	514	
	地すべり	26	0	
	計	1,789	1,722	

(3) 砂防指定地

番号	河川名		所在地 (五島市)	指定関係事項			備考
	幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)	
206-001	増田川	木戸の元川	増田町	S43.2.16	198	16.39	
206-002	伊福貴川	伊福貴川	伊福貴町	S47.2.14	190	2.10	
206-003	増田川	古牧川	増田町	S47.3.29	604	2.70	
206-004	前田川	前田川	奥浦町	S47.3.29	604	7.82	
206-005	大開川	大開川	久賀町	S48.5.22	1099	8.84	
206-006	一の川	ガンジキ川	吉田町	S55.5.1	945	0.81	
206-007	榎ノ川	榎川	本窯町	H18.8.1	948	0.58	
401-001	小川川	小川川	富江町	S44.7.18	3268	4.26	
401-002	山手川	山手川	〃	S47.3.29	604	5.28	
401-003	太田川	太田川	〃	S60.12.21	1874	1.34	
401-004	琴石川	琴石川	〃	H20.11.14	1344	5.01	
401-005	山手川	妙泉寺川	〃	H28.12.21	1430	16.93	
402-001	荒川川	小檜子川	玉之浦町	S41.5.26	1596	3.10	
402-002		平の宇土川	〃	S41.8.30	2986	7.00	
402-003	矢ノ口川	矢ノ口川及び支川	〃	S42.3.22	711	3.43	
402-004	小川川	小川川	〃	S44.3.13	553	3.77	
402-005		小川川	〃	S44.7.18	3268	4.26	
402-006	中須川	山口川	〃	S47.2.14	190	3.30	
402-007		蛇窄川	〃	S47.2.14	190	2.58	
402-008	布浦川	布浦川	〃	S47.3.29	604	2.70	
402-009	中須川	順口川	〃	S47.8.15	1463	6.00	
402-010	荒川川	松ノ元川	〃	S48.5.22	1099	3.82	
402-011	中須川	中須川	〃	S48.5.22	1099	4.90	
402-012	丹奈川	丹奈川及び支川	〃	S49.5.23	804	2.40	
402-013	中須川	仁田尾川	〃	S49.5.23	804	5.12	
402-014	上の川	上の川	〃	S52.4.22	744	1.89	
402-015	丹奈川	丹奈川	〃	S55.5.1	945	1.73	
402-016	小川川	小川川	〃	S63.1.8	34	0.36	
402-017	丹奈川	清水の上川	〃	H5.1.22	106	1.50	
402-018	頓泊川	頓泊川	〃	H6.6.10	1478	3.24	
402-019	中須川	鬼ノ元川	〃	H6.11.10	2170	0.88	
402-020	大矢川	大矢川	〃	H10.7.16	1490	0.80	
402-021	毛津連川	毛津連川	〃	H11.3.19	746	0.54	
402-022	真首川	扇川	〃	H19.3.8	291	0.83	
403-001	段ノ内川	段ノ内川	三井楽町	S55.5.1	945	1.31	
404-001	大川原川	小川原川	岐宿町	S41.5.26	1596	8.28	
404-002	鱒川	寺脇川	〃	S41.8.30	2989	15.00	
404-003	大川原川	大川原川及び支川	〃	S42.3.22	711	34.56	
404-004	浦の川	浦の川	〃	S43.2.16	198	5.97	
404-005	鱒川	宇戸川	〃	S43.6.29	1812	4.15	
404-006	鳩山川	鳩山川	〃	S44.3.13	553	2.37	

番号	河川名		所在地 (五島市)	指定関係事項			備考
	幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)	
404-007	籠の川	籠の川	〃	S54.4.18	886	0.54	
404-008	大川原川	こんの川	〃	S55.5.1	945	0.64	
404-009		後川	〃	H1.1.31	144	0.68	
404-010		兵在形川	〃	H3.3.13	629	1.62	
404-011		立花河内川	〃	H5.11.24	2209	0.37	
405-001	檜ノ木山川	檜ノ木山川	奈留町	S52.4.22	744	4.50	
405-002	白這川	白這川	〃	S55.5.1	945	2.70	
405-003	三本川	青木浦川	〃	S57.5.25	1188	1.59	
405-004	牟田川	牟田川	〃	S62.3.6	291	1.38	
405-005	三本川	三本川	〃	S63.10.21	2048	1.50	
405-006	牟田川	牟田川	〃	H9.6.24	1367	7.09	
405-007	永這川	永這川	〃	H10.7.16	1490	0.95	
405-008	相ノ浦川	浦郷寺畑川	〃	H27.9.2	972	0.50	
405-009	妙泉寺川	妙泉寺川	富江町	H28.12.21	1430	16.93	
計	49	55				248.84	

(4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

【福江地区】

施設名	住所	連絡先
五島市老人福祉センター	三尾野1丁目7番地1	74-5511
デイサービスセンター はまゆう		74-6086
五島育成園	籠淵町616番地	72-4750

【奥浦地区】

施設名	住所	連絡先
奥浦小学校	奥浦町1316番地1	73-0051
平和のぼら保育園	平蔵町2455番地	73-0039
宅老所 ハルハウス	奥浦町1321番地6	75-4500
パワーリハビリディ 健康ランド		

【崎山地区】

施設名	住所	連絡先
崎山保育園	向町10番地	73-6057
崎山児童クラブ		

【久賀地区】

施設名	住所	連絡先
久賀小中学校	久賀町245番地8	77-2002
デイサービスセンター 久賀島	久賀町258番地1	77-2102

【富江地区】

施設名	住所	連絡先
グループホーム富江	狩立1091番地3	86-3318

【玉之浦地区】

施設名	住所	連絡先
中川へき地保育所	玉之浦町小川 1147 番地 1	88-2703
玉之浦へき地保育所	玉之浦町玉之浦 783 番地 1	87-2243
たまんな ゆうゆう	玉之浦町玉之浦 1371 番地 1	75-6023
キッズルーム たまちゃん		
五島市社会福祉協議会	玉之浦町荒川 130 番地 2	88-2200
玉之浦支所通所介護事業所		
通所介護事業所 たちばな荘	玉之浦町荒川 874 番地 2	75-8181

【岐宿地区】

施設名	住所	連絡先
有料老人ホーム 城岳	岐宿町岐宿 2682 番地 1	82-0039
グループホーム ゆうゆうてらわき	岐宿町松山 5 1 3 番地 1	75-7513
やまうち有料老人ホーム	岐宿町中嶽 1493 番地 1	83-1520
(株)デイサービスセンター やまうち		

【奈留地区】

施設名	住所	連絡先
奈留小中学校	奈留町浦 1225 番地 1	64-2004
特別養護老人ホーム なるの里	奈留町船廻 879 番地 1	64-4848
奈留高齢者生活福祉センターやすらぎ荘		64-2552
グループホーム なるの里		75-2323

(5) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

【福江地区】

施設名	住所	連絡先
有料老人ホーム 福	木場町 738-1	72-4800
第二双葉幼稚園	籠淵町 1918-1	72-5638

2-3. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の概要

◎急傾斜地の定義(第2条)

急傾斜地とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。

◎急傾斜地崩壊危険区域の指定(第3条)

- (1)指定権者：都道府県知事
- (2)指定手続：関係市町村長の意見聴取
- (3)区域の要件：崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発するおそれのあるもの
- (4)指定基準：急傾斜地の高さが5m以上のもの
崩壊による被災人家が5戸以上
官公署、学校、病院、旅館等を含む場合

☆指定されると

◎行為の制限(第7条)

切土、盛土など一定の行為は許可が必要（許可権者：都道府県知事）

◎土地の保全等：防災措置勧告(第9条第3項)

- (1)主体 都道府県知事
- (2)要件 急傾斜地の崩壊による災害防止のため必要なとき
- (3)相手 土地の所有者等、制限行為を行った者、被災のおそれのある者
- (4)勧告 崩壊防止工事の施行、家屋の移転⇒公庫融資（第24条）

◎改善命令(第10条)

- (1)主体 都道府県知事
- (2)要件 制限行為が行われ急傾斜地の崩壊のおそれが著しいとき
- (3)相手 土地の所有者等
- (4)命令 崩壊防止工事の施行（相当の猶予期限付）⇒公庫融資（第24条）

◎都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事(第12条)

急傾斜地の所有者等又は被災のおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められる場合⇒国庫補助1/2以内（第21条）

①採択基準

- イ 急傾斜地の高さが10m（ただし、災害発生地区で人家等に被害のあった地区にあつては5m）以上であること。
- ロ 移転適地がないこと。
- ハ 被災人家10戸（災害発生地区では5戸）以上
- ニ 事業費1,500万円（災害発生地区では600万円）以上

②避難関連急傾斜地崩壊対策事業

※市町村地域防災計画の避難路又は避難場所を有する急傾斜地

- イ 急傾斜地の高さが10m以上
- ロ 被災人家5戸以上
- ハ 事業費3,000万円以上

◎警戒避難体制の整備(第20条)

- (1)主体 市町村防災会議
- (2)内容 市町村地域防災計画において急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、必要な警戒避難体制の整備

3. 被害状況報告に関する資料

3-1. 被害の認定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化、又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡した者と認められた者（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く）
	行方不明者	当該災害が原因で、所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	重症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没	「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	

被害区分		判定基準
その他	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	建物	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
	危険物	
	その他	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料：災害報告取扱要領

4. 災害救助法に関する資料

4-1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1 限度額 1人1日当たり 330円以内 2 高齢者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難での生活が長期にわたる場合等において、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額1戸当たり 6,775,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 ○借上型仮設住宅 1 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅の規模に準じる。 2 民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置	1 支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限まで
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	限度額 1人当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	1 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費 2 食品の供与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の経費

4-1.災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内に完了	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (7) 被服、寝具、身の回り品 (4) 日用品 (9) 炊事用具及び食器 (5) 光熱材料							
		2 下記金額の範囲内									
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	円以内 19,200	円以内 24,600	円以内 36,500	円以内 43,600	円以内 55,200	円以内 8,000
					冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700				
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700				
医療	災害のため医療の途を失った者	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者による場合協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	医療は応急的に処置するものとし、次の範囲内において行う。 (7) 診療 (4) 薬剤又は治療材料の支給 (9) 処置、手術その他の治療及び施術 (5) 病院・診療所への収容 (4) 看護							
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	助産は、次の範囲内において行う。 (7) 分べんの介助 (4) 分べん前及び分べん後の処置 (9) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給							
被災者の救出	1 災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費							
被災した住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	限度額 1 世帯当たり次に掲げる額以内 ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円	災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項の特定災害対策本部、同法第24条第1項の非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)に完了	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。							

4-1.災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書代 実費 2 文房具及び通学用品 (ア) 小学校児童 1人当たり 4,800 円以内 (イ) 中学校生徒 1人当たり 5,100 円以内 (ウ) 高等学校生徒 1人当たり 5,600 円以内	災害発生の日から (教科書) 1月以内に完了 (文房具及び通学用品) 15日以内に完了	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって給与する。 (ア) 教科書 (イ) 文房具 (ウ) 通学用品
埋葬	災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。	限度額 1 体当たり (ア) 大人 (12 歳以上) 219,100 円以内 (イ) 小人 (12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10日以内に完了	原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 (ア) 棺 (附属品を含む。) (イ) 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。) (ウ) 骨つぼ及び骨箱
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内に完了	支出できる費用は舟艇その他捜索のため機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理 (埋葬を除く。)を行う。	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり 3,500 円以内 2 死体の一時保存 (ア) 既存建物を利用する場合 通常の前借上費の実費 (イ) 既存建物を利用できない場合 1体あたり 5,400 円以内 3 検案 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から 10日以内に完了	1 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (イ) 死体の一時保存 (ウ) 検案 2 検案は、原則として救護班によって行う。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者	1 世帯当たりの平均額 138,700 円以内	災害発生の日から 10日以内に完了	支出できる費用は、ロープ、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等

資料：長崎県地域防災計画（震災対策編）令和5年度

5. 避難に関する資料

5-1. 避難施設の指定基準

(1) 避難施設の種類

指定緊急避難場所：災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される施設又は場所

指定避難所：被災者が一定期間避難生活を送るための施設

※指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

届出避難所：災害対策基本法の規定により市が指定する避難所とは異なり、地域住民で組織する自主防災組織が主体的に開設する施設

(2) 指定基準

【指定緊急避難場所】

次の基準に適合する施設又は場所を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫の異常な現象ごとに、施設等の管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

①地震以外の異常な現象を対象とする指定基準

管理条件	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
立地条件	異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。 五島市ハザードマップに示される警戒区域外にある施設又は場所であること。 ただし、「土砂災害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第80条の3の基準を満たす施設又は「土砂災害警戒区域」内の鉄筋コンクリート造等で2階以上に避難スペースがある施設は避難場所として開設できるものとする。
構造条件	異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

②地震を対象とする指定基準

①の条件に加えて、施設にあつては、新耐震基準を満たしていること。また、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

【指定避難所】

次の基準に適合する公共施設その他の施設を、施設等の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ※被災者等の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者等の数に対し、十分な面積を有すること。（概ね避難者1人当たり3㎡を確保する。）
構造条件	速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ※新耐震基準を満たし、施設の構造がRC又はSRC造であること。
立地条件	異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。 ※原則として、二次非難を避ける観点から、五島市ハザードマップの警戒区域にある施設は指定しない。 ただし、「土砂災害特別警戒区域」内の建築基準法施行令第80条の3の基準を満たす施設又は「土砂災害警戒区域」内の鉄筋コンクリート造等で2階以上に避難スペースがある施設は避難所として開設できるものとする。
交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ※避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。
福祉避難所	専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

【届出避難所】

避難所への避難が困難であったり、避難所に行くまでに危険箇所があったりする地区で、自主防災組織が災害時に地域の集会所などを避難所として運営する場合に、事前に届け出たものを登録し、食料等の備蓄品を配置します。

登録の条件	町内会で所有する公民館や集会所等のうち、災害から避難する市民が身を守ることができる立地や構造等の施設であること。 民間施設等も対象とする。ただし施設所有者等の同意が必要。
-------	--

(3) 指定の手続き

- ①指定緊急避難場所または指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。
- ②指定緊急避難場所または指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に必要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。
- ③当該指定緊急避難場所または指定避難所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

5-2. 指定緊急避難場所、指定避難所一覧、届出避難所一覧

地区	No.	施設・場所名	警戒レベル3 で開設	指定緊急避難場所					指定 避難所
				洪水 氾濫	土砂	津波 高潮	地震	大火事	
福江	1	福江小学校（体育館）		○	○	○	○	○	○
	2	中央公園（市民体育館）	○	○	○	○	○	○	○
	3	福江中学校(体育館)		○	○	○	○	○	○
	4	緑丘小学校(体育館)		○	○	○	○	○	○
	5	末広公園		○	○	○	○		
	6	東公園		○	○	○	○		
	7	外濠公園		○	○	○	○		
	8	丸木緑地公園		○	○		○	○	
	9	勤労福祉センター	○	○	○	○	○	○	○
	10	県立五島高校（体育館）		○	○	○	○	○	○
	11	上大津住民センター	○	○	○	○	○		
	12	下大津住民センター	○	○	○	○	○		
	13	松山住民センター	○	○	○	○	○	○	○
	14	緑丘地区公民館	○	○	○	○	○		○
奥浦	15	奥浦小学校（体育館）	○		○		○	○	○
本山	16	翁頭中学校（体育館）		○	○	○	○	○	○
	17	本山地区公民館	○	○	○	○	○		○
大浜	18	大浜地区公民館	○	○	○	○	○		○
	19	大浜財産区管理センター		○	○	○	○		○
崎山	20	長手スポーツセンター	○	○	○	○	○	○	○
久賀	21	久賀小中学校	○	②	②	②	○	○	○
富江	22	富江町公民館	○	○	○	○	○	○	○
	23	富江中学校（体育館）	○	○	○	○	○	○	○
	24	富江温泉センター（駐車場）		○	○		○	○	
	25	富江地域福祉センター	○	○	○	○	○	○	○
玉之浦	26	玉之浦小中学校(体育館)	○	○	○	○	○	○	○
	27	玉之浦健康増進施設	○	○	○	○	○	○	○
	28	玉之浦支所	○	○	○	○	○	○	○
三井楽	29	三井楽中学校（体育館）		○	○	○	○	○	○
	30	嵯峨島小中学校	○	○	○	○	○	○	○
	31	三井楽町総合福祉センター		○	○	○	○	○	
	32	遣唐使ふるさと館		○	○	○	○	○	

5-2.指定緊急避難場所、指定避難所一覧、届出避難所一覧

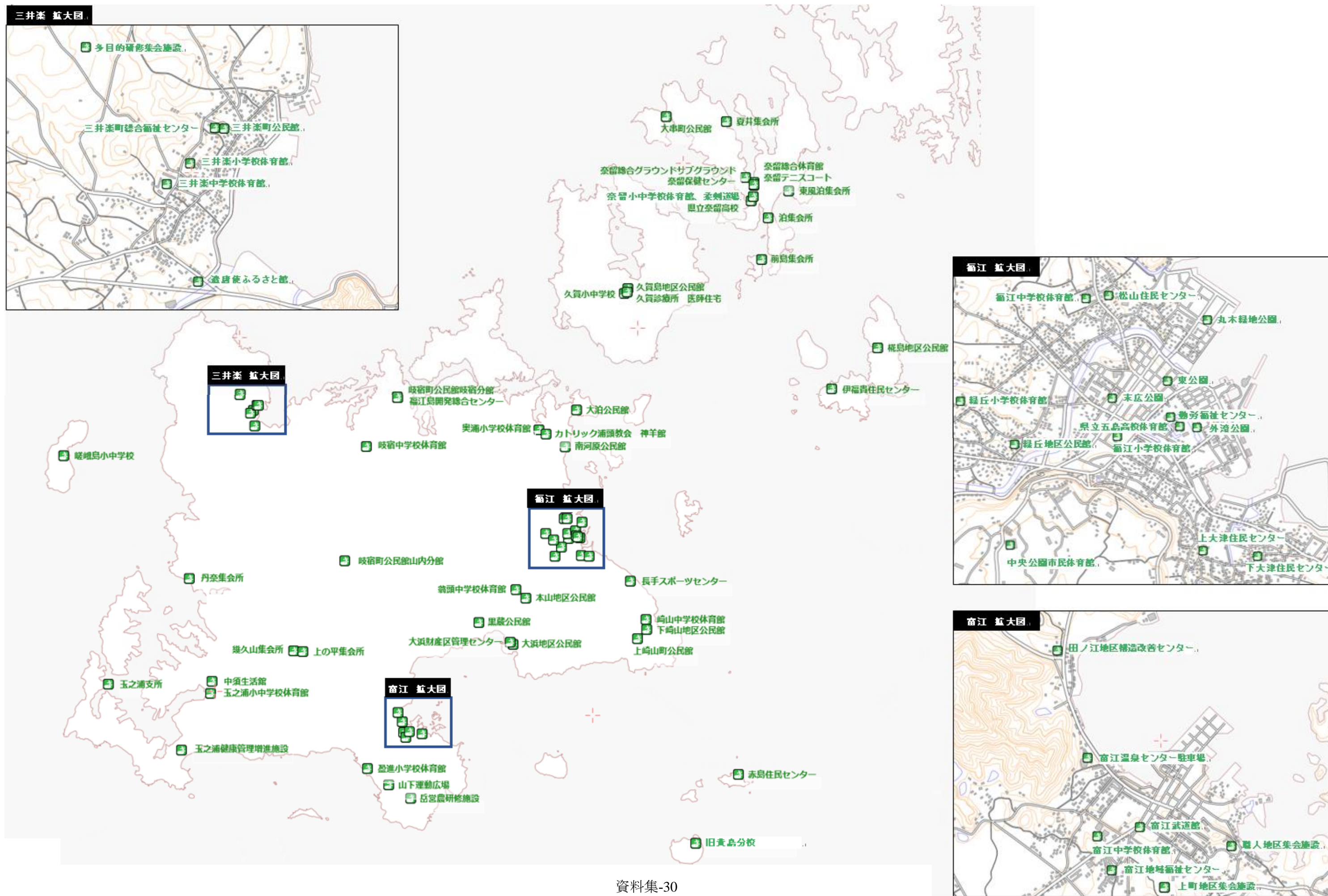
地区	No.	施設・場所名	警戒レベル3 開設	指定緊急避難場所					指定避難所
				洪水 氾濫	土砂	津波 高潮	地震	大火事	
三井楽	33	三井楽町公民館	○	○	○	○	○	○	○
	34	多目的研修集会施設	○	○	○	○	○	○	○
岐宿	35	岐宿中学校（体育館）	○	○	○	○	○	○	○
	36	岐宿町公民館岐宿分館	○	○	○	○	○	○	○
	37	岐宿町公民館山内分館	○	○	○		○	○	
	38	福江島開発総合センター	○	○	○	○	○	○	
奈留	39	奈留総合グラウンドサブグラウンド	/	○	○		○	○	
	40	奈留テニスコート	/	○	○	○	○	○	
	41	奈留小中学校（体育館、柔剣道場）	○	○	○	○	○	○	○
	42	奈留保健センター	○	○	○	○	○	○	
	43	奈留総合体育館	○	○	○	○	○	○	
	44	県立奈留高校		○	○	○	○	○	○

※ ペット同行避難場所：福江小学校、勤労福祉センター、富江中学校、玉之浦支所、三井楽中学校、奈留小中学校の施設内に設置する。

5-2.① 届出避難所

地区名		施設・場所名	地区名		施設・場所名
奥浦	1	大泊公民館	富江	18	田ノ江地区構造改善センター
	2	カトリック浦頭教会 神羊館		19	職人地区集会施設
	3	南河原公民館		20	岳宮農研修施設
	4	奥浦公民館		21	上町地区集会施設
大浜	5	黒蔵公民館		22	西新町地区集会施設
本山	6	山端公民館	玉之浦	23	中須生活館
	7	野々切住民センター		24	幾久山集会所
崎山	8	上崎山町公民館		25	上の平集会所
	9	下崎山地区公民館		26	荒川集会所
久賀	10	久賀島地区公民館		27	丹奈集会所
	11	旧蕨小学校 職員室	岐宿	28	松山町公民館
椋島	12	伊福貴住民センター	奈留	29	前島集会所
	13	椋島地区公民館		30	夏井集会所
	14	椋島小中学校		31	泊集会所
	15	本窯郷里センター		32	東風泊集会所
赤島	16	赤島住民センター		33	大串町公民館
黄島	17	旧黄島分校	計	33	施設

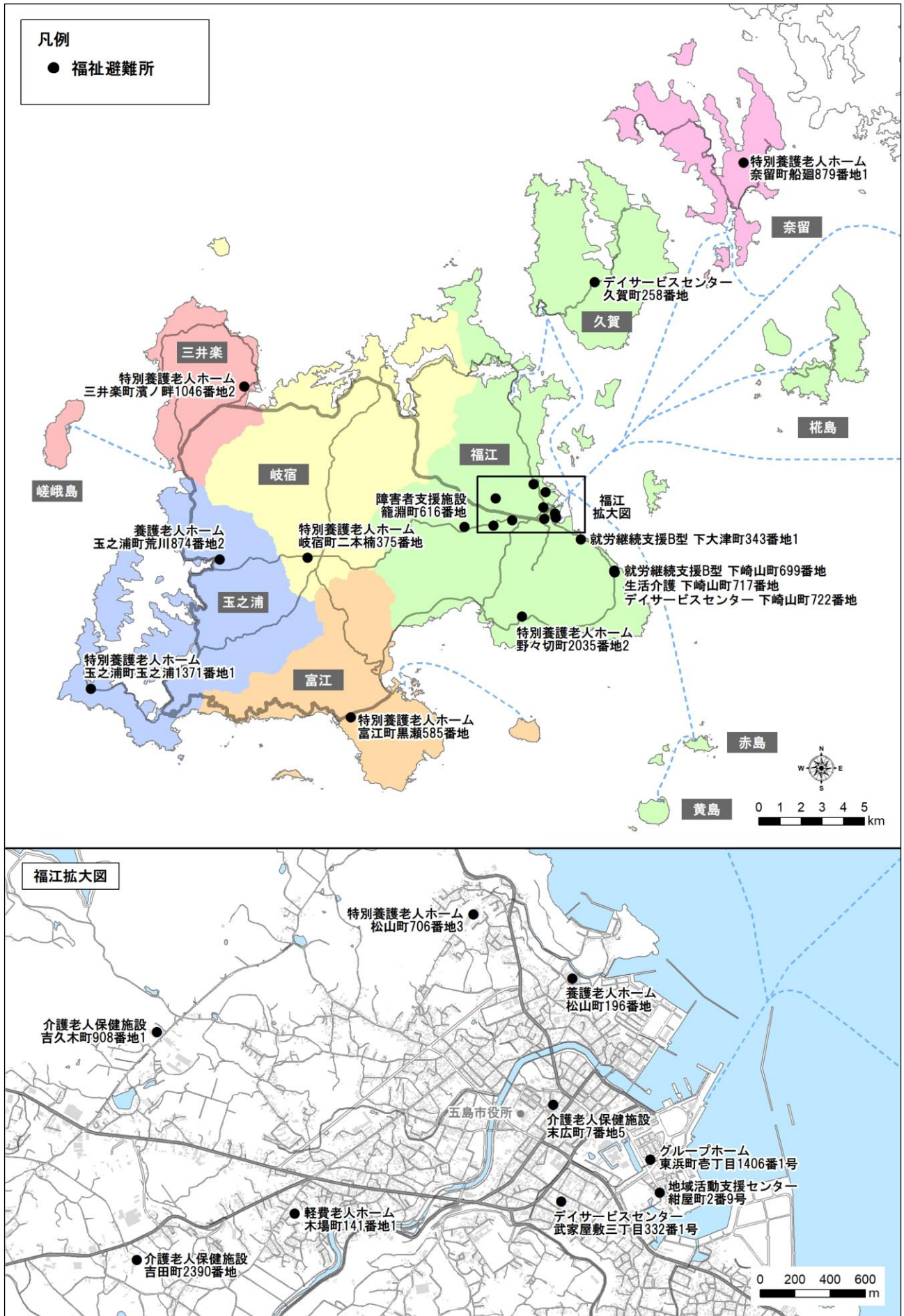
指定緊急避難場所、指定避難所、届出避難所位置図



5-3. 福祉避難所一覧

地区	所在地	電話番号	施設種別	受入可能人数	備考
福 江	松山町 196 番地	72-2249	養護老人ホーム	20 人	
	松山町 706 番地 3	72-6129	特別養護老人ホーム	20 人	
	野々切町 2035 番地 2	73-5560	特別養護老人ホーム	20 人	
	木場町 141 番地 1	72-3578	軽費老人ホーム	15 人	
	下崎山町 722 番地	73-6930	デイサービスセンター	15 人	
	久賀町 258 番地	77-2102	デイサービスセンター	10 人	
	武家屋敷三丁目 332 番 1 号	75-0181	デイサービスセンター	15 人	
	籠淵町 616 番地	72-4750	障害者支援施設	6 人	
	東浜町壱丁目 1406 番 1 号	88-9744	グループホーム	10 人	
	下崎山町 699 番地	75-5504	就労継続支援 B 型	17 人	
	下大津町 343 番地 1	72-8010	就労継続支援 B 型	30 人	
	下崎山町 717 番地	75-5505	生活介護	37 人	
	紺屋町 2 番 9 号	72-4722	地域活動支援センター	36 人	
	吉田町 2390 番地	72-3535	介護老人保健施設	30 人	
	吉久木町 908 番地 1	74-2131	介護老人保健施設	30 人	
	未広町 7 番地 5	74-5289	介護老人保健施設	30 人	
富 江	富江町黒瀬 585 番地	86-2426	特別養護老人ホーム	20 人	
玉之浦	玉之浦町荒川 874 番地 2	75-8181	養護老人ホーム	30 人	
	玉之浦町玉之浦 1371 番地 1	75-6023	特別養護老人ホーム	30 人	
三井楽	三井楽町濱ノ畔 1046 番地 2	84-3942	特別養護老人ホーム	10 人	
岐 宿	岐宿町二本楠 375 番地	83-1246	特別養護老人ホーム	30 人	
奈 留	奈留町船廻 879 番地 1	64-4848	特別養護老人ホーム	10 人	

福祉避難所位置図



5-4. 避難情報発令時の広報文例

(1) 洪水等

警戒レベル	種別	広報文例
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に洪水に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ● ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。 ● お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ● それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。 ● 特に川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。 ● 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ● ○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 ● ○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。 ● 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 ● 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 ● ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。 ※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。

(2) 土砂災害

警戒レベル	種別	広報文例
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ● 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。 ● お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ● それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ● 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。 ● 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ● 土砂災害の危険性が極めて高まっています。 ● ○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。 ● 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 ● ○○地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により○○道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 <p>※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。</p>

(3) 高潮

警戒レベル	種別	広報文例
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に高潮に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ● 高潮の危険性が高まることが予想されます。 ● お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ● それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ● 特に海岸沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる場合に言及）は、避難を開始してください。 ● 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ● 今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難を開始してください。）※暴風が予想される場合は、暴風となる前の避難を呼びかける。
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に高潮に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ● 高潮の危険性が極めて高まっています。 ● ○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。 ● 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。
5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 ● 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 ● こちらは、五島市です。 ● ○○地区に高潮に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 ● ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。 ※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。

(4) 津波

種別	状況	広報文例
避難指示	大津波警報、津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ● こちらは、五島市です。 ● 大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 ● ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
	強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ● こちらは、五島市です。 ● 強い揺れの地震がありました。 ● 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 ● ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
	津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ● こちらは、五島市です。 ● 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 ● 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。 <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>

6. 水防に関する資料

6-1. 河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書

河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書

長崎県（以下、河川管理者という。）と五島市（以下、水防管理団体という。）は、水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者が協力する事項について、次の条項のとおり確認する。

（河川管理者が協力する事項）

第1条 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1. 水防管理団体に対して河川に関する情報（長崎県が管理している河川水位情報・雨量情報、避難判断水位情報、水防警報、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
2. 重要水防箇所の合同点検の実施
3. 水防管理団体が行う水防訓練への参加
4. 水防管理団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材または備蓄資機材の貸与

（河川に関する情報の伝達方法）

第2条 前条第1号に関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。

（運用）

第3条 この確認書は、平成25年11月13日から長崎県および水防計画を変更するまで適用する。

第4条 水防計画変更にあたって他の河川管理者との協議は、この確認書をもって水防法第7条第3項に規定する同意とみなし、長崎県または五島市から水防計画の内容に変更の申し出がない限り、今後変更する水防計画にも適用できる。

平成25年11月13日

長崎県五島振興局長 辻本 政美
五島市長 野口 市太郎

6-1.河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書

(1) 確認書第1条に掲げる各号の具体的事項は別表1のとおりとする。

河川管理者の協力事項（別表1）

項目	具体的な協力内容
1 河川に関する情報の提供	河川水位情報：提供する観測局は長崎県水防計画書（別表4）に記載 雨量情報：提供する観測局は長崎県水防計画書（別表3）に記載 避難判断水位情報、水防警報：該当河川なし 河川管理施設操作情報：福江ダム（福江川）
2 重要水防箇所の合同点検	五島市が防災点検を実施した際の現地出席若しくは合同防災点検の実施
3 水防訓練等	五島市が防災訓練を実施した際の現地出席
4 備蓄資材の貸与	貸し出しを行う備蓄資材は別添資料に記載 受け渡しについては局にて受け渡しを行い、五島市が運搬する。 但し、緊急時に他の方法が適切であると判断される場合はこの限りではない。

(2) 確認書第2条に掲げる具体的事項は別表2のとおりとする。

河川に関する情報の伝達方法（別表2）

項目	具体的な協力内容
河川水位情報、雨量情報	インターネット「長崎県河川砂防情報システム」
避難判断水位情報	該当河川なし
水防警報	該当河川なし
河川管理施設の操作状況	ダム情報：インターネット「長崎県河川砂防情報システム」 福江ダム（福江川）：FAX（別添様式）

別表3

※雨量情報は、長崎県河川砂防情報システム(<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>)

観測所名（事業所名）	所在地	設置者名（管理者名）
五島地方局	五島市福江町	五島振興局
籠淵	五島市籠淵町	〃
久賀	五島市久賀町	〃
椀島	五島市伊福貴町	〃
宮原	五島市戸岐町宮原	〃
奥浦	五島市奥浦町	〃
崎山	五島市崎山町	〃
増田	五島市増田町増田	〃
川原	五島市岐宿町川原	〃
山内	五島市岐宿町中岳	〃
柏	五島市三井楽町柏	〃
荒川	五島市玉之浦町荒川	〃
上ノ平	五島市玉之浦町幾久山	〃
玉之浦	五島市玉之浦町玉之浦	〃
長峰	五島市富江町長峰	〃
富江	五島市富江町富江	〃
奈留	五島市奈留町浦	〃

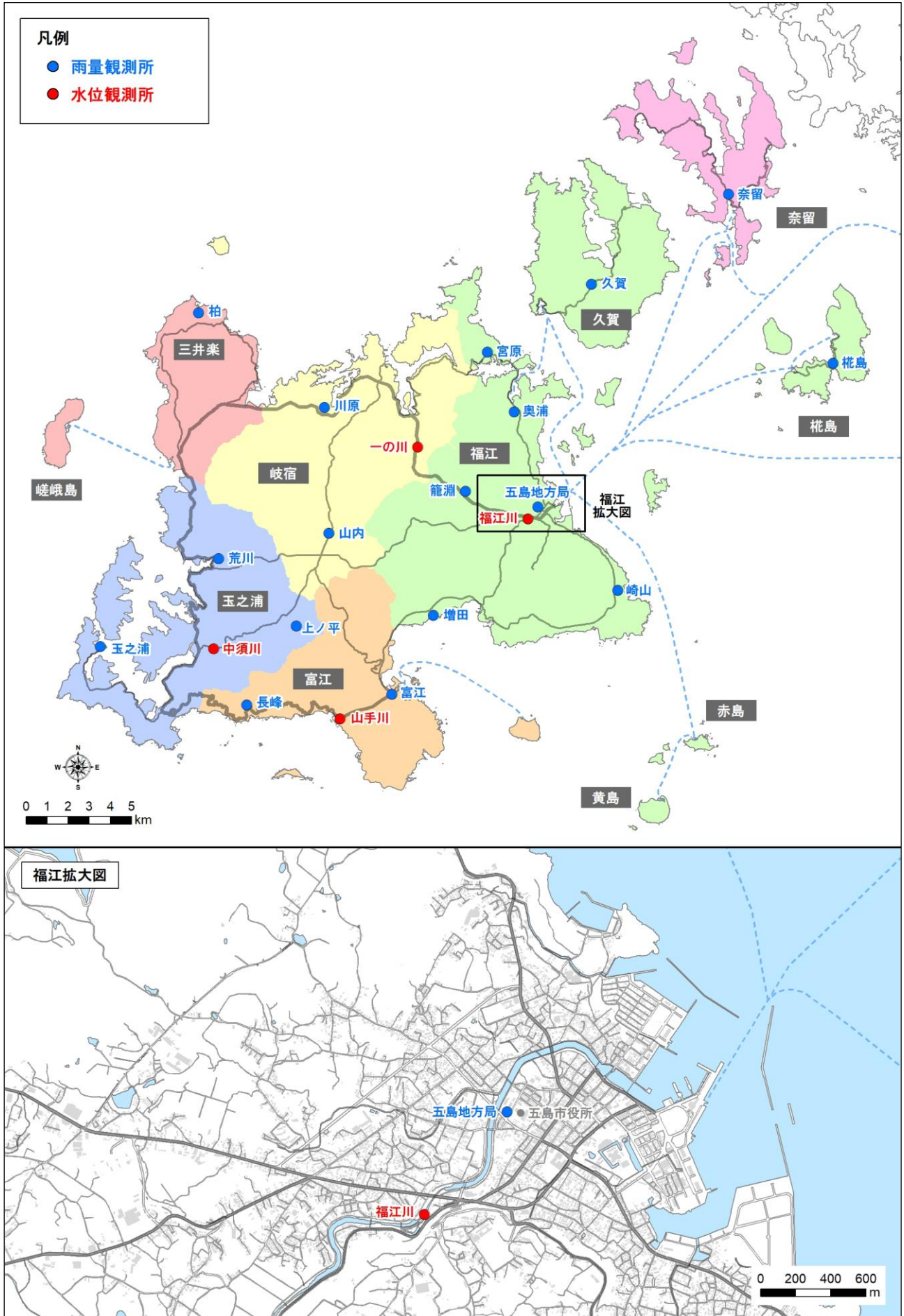
別表2

※第一基準（満杯水位の6割）、第二基準（満杯水位の8割）、第三水位（満杯、護岸の高さ）

河川名	観測所名	位置	水位（m）			量水標管理者
			第一基準	第二基準	第三基準	
福江川	福江川	五島市三尾野町	3.21	4.28	5.35	五島振興局長
一の川	一の川	五島市岐宿町河務	2.46	3.28	4.10	
山手川	山手川	五島市富江町黒瀬	1.80	2.40	3.00	
中須川	中須川	五島市玉之浦町中須	2.34	3.12	3.90	

6-1.河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書

雨量観測所、水位観測所位置図



6-2. 水防器材の明細

保管	機材名	数量	機材名	数量	機材名	数量
本庁	土嚢袋	2,480 枚	ロープ	400m	ツルハシ	10 丁
	救命胴衣	10 着	はりがね	2 巻	カケヤ	3 丁
	救命浮器	5 個	スコップ	27 丁	鉄杭	62 本
	カキ板	6 丁	ポリ缶	23 個	バケツ (ポリ)	25 個
	バケツ (ブリキ)	30 個	ブルーシート	25 枚		
本庁 建設課 維持係	土嚢袋	100 枚	救命浮器	0 個	カキ板	28 丁
	ロープ	0m	はりがね	0 巻	スコップ	49 丁
	ポリ缶	0 個	ブルーシート	0 枚	ツルハシ	15 丁
	カケヤ	2 丁	バケツ (ポリ)	1 個	ハンマー	8 本
	ガンヅメ	14 丁	ホゲ (ポリ)	7 個		
富江支所	土嚢袋	50 枚	スコップ	2 丁	ロープ	100m
玉之浦	土嚢袋	400 枚	ツルハシ	3 丁	カケヤ	1 丁
	スコップ	2 丁	ロープ	100m		
三井楽支所	土嚢袋	300 枚	スコップ	5 丁	ロープ	100m
岐宿支所	土嚢袋	200 枚	スコップ	3 丁	ロープ	100m
	ホゲ (ポリ)	3 個	ツルハシ	3 丁	カキ板	3 丁
奈留支所	土嚢袋	79 枚	スコップ	2 丁	ロープ	100m
五島市消防署	土嚢袋	2,934 枚	カケヤ	26 丁	ホゲ (ポリ)	23 個
	麻ロープ 20 ミリ	1 巻	ハンマー	9 本	組立水槽 2 t	1 基
	麻ロープ 25 ミリ	1 巻	スコップ	38 丁	〃 1.5 t	1 基
	クモロープ 12 ミリ	1 巻	カキ板	26 丁	〃 1 t	1 基
	クモロープ 16 ミリ	1 巻	ガンヅメ	18 丁	ツルハシ	18 丁
	くわ	1 丁				

6-3. 県管理河川

水系名	河川名	所在地 (五島市)	流域面積 (k m ²)	実測延長 (m)	備考
福江川	福江川	籠淵町	27.60	8,100	
	後の川	吉久木町	(2.10)	1,593	
	牟田川	高田町	(4.50)	4,153	
	鷹ノ巣川	〃	(2.50)	2,978	
増田川	増田川	増田町	6.12	2,264	
	岡田川	〃	(1.60)	988	
前田川	前田川	奥浦町	3.67	802	
猪ノ木川	猪ノ木川	猪之木町	3.30	1,560	
市小木川	市小木川	久賀町	4.50	2,063	
一の川	一の川	富江町	34.50	15,345	
山手川	山手川	〃	5.30	1,806	
田尾川	田尾川	〃	2.90	1,272	
	山名川	〃	(0.90)	1,093	
丸子川	丸子川	〃	1.70	1,137	
中須川	中須川	玉之浦町	17.00	8,582	
小川川	小川川	〃	5.80	2,654	
荒川川	荒川川	〃	7.85	1,781	
丹奈川	丹奈川	〃	2.70	1,306	
大川原川	大川原川	岐宿町	17.58	5,402	
	小川原川	〃	(5.40)	1,506	
浦の川	浦の川	〃	6.77	4,211	
鱒川	鱒川	〃	32.41	14,574	
	郷津川	〃	(3.14)	2,433	
16 水系	23 河川		179.70	87,603	

6-4. 五島市内の海岸保全区域

(1) 国土交通省水管理・国土保全局(旧河川局)所管

番号	地区海岸名	地先海岸名	所在地 (旧市町名)	海岸保全区域 指定済延長(m)	備考
1	下大津	八幡	福江市	889	
2	枕島	ツブラ島	〃	340	
3	久賀島	内幸	〃	2,237	
4	〃	深の浦	〃	2,554	
5	増田	豆繰	〃	646	
6	下大津	江湖	〃	1,364	
7	黄島	黄島	〃	841	
8	戸岐	半泊	〃	670	
9	奥浦	堂崎	〃	682	
10	平蔵	小田河原	〃	320	
11	〃	椎ノ木	〃	154	
12	〃	南河原	〃	1,439	
13	久賀	田の浦	〃	381	
14	奥浦	赤瀬	〃	1,636	
15	長峰	丸子	富江町	562	
16	松葉勢	松葉瀬	〃	205	
17	黒瀬	天保	〃	967	
18	田尾	田尾	〃	357	
19	大川	魔ノ池	三井楽町	1,042	
20	貝津	貝津	〃	2,487	
21	〃	高浜	〃	772	
22	唐船浦	福見	岐宿町	375	
23	〃	浦頭	〃	700	
24	岐宿	茶園	〃	593	
25	河務	前小島	〃	2,748	
26	丹奈	頓泊	玉之浦町	667	
27	浦	小田	奈留町	1,349	
28	〃	本河原	〃	168	
29	〃	田尻	〃	1,844	
30	泊	舅ヶ島	〃	573	
31	〃	大林	〃	355	
32	〃	椿原	〃	595	
33	船廻	河原	〃	2,912	
34	大串	ノコビ浦	〃	392	
35	〃	熊高	〃	363	
36	〃	江上	〃	508	
37	船廻	葛島(イ)	〃	560	
38	〃	葛島(ロ)	〃	261	
	26 地区	38 箇所		35,508	

(2) 国土交通省港湾局所管

番号	地区海岸名	地先海岸名	所在地 (旧市町名)	海岸保全区域 指定済延長(m)	備考
1	相の浦港	奈留島	奈留町	819	
2	〃	夏井	〃	1,363	
3	〃	白這	〃	1,849	
4	〃	古巢	〃	1,211	
5	〃	三本松	〃	2,618	
6	〃	柿ノ浦	〃	2,191	
7	〃	阿古木	〃	2,479	
8	浜脇港	浜脇	福江市	423	
9	折紙港	折紙	〃	163	
10	芦ノ浦港	芦ノ浦	〃	447	
11	毛吹港	毛吹	〃	396	
12	椀島港	野崎	〃	598	
13	〃	首ノ浦	〃	348	
14	〃	越首	〃	270	
15	〃	竹ノ浦	〃	325	
16	福江港	丸木	〃	1,393	
17	〃	大津	〃	1,004	
18	〃	大波止	〃	338	
19	カズメ港	カズメ	〃	288	
20	富江港	宮下	富江町	2,038	
21	〃	富江	〃	2,363	
22	〃	土取	〃	3,632	
23	玉ノ浦港	小浦	玉ノ浦町	363	
24	〃	島山島	〃	507	
25	〃	越首	〃	783	
26	〃	井持浦	〃	1,061	
27	〃	笹崎	〃	3,922	
28	〃	中須	〃	3,007	
29	〃	布浦	〃	1,597	
30	〃	向小浦	〃	337	
31	淵ノ元	淵ノ元	三井楽町	1,975	
32	岐宿港	岐宿	岐宿町	713	
33	〃	箕下	〃	960	
34	〃	唐船浦	〃	1,439	
	12 地区	34 箇所		43,220	

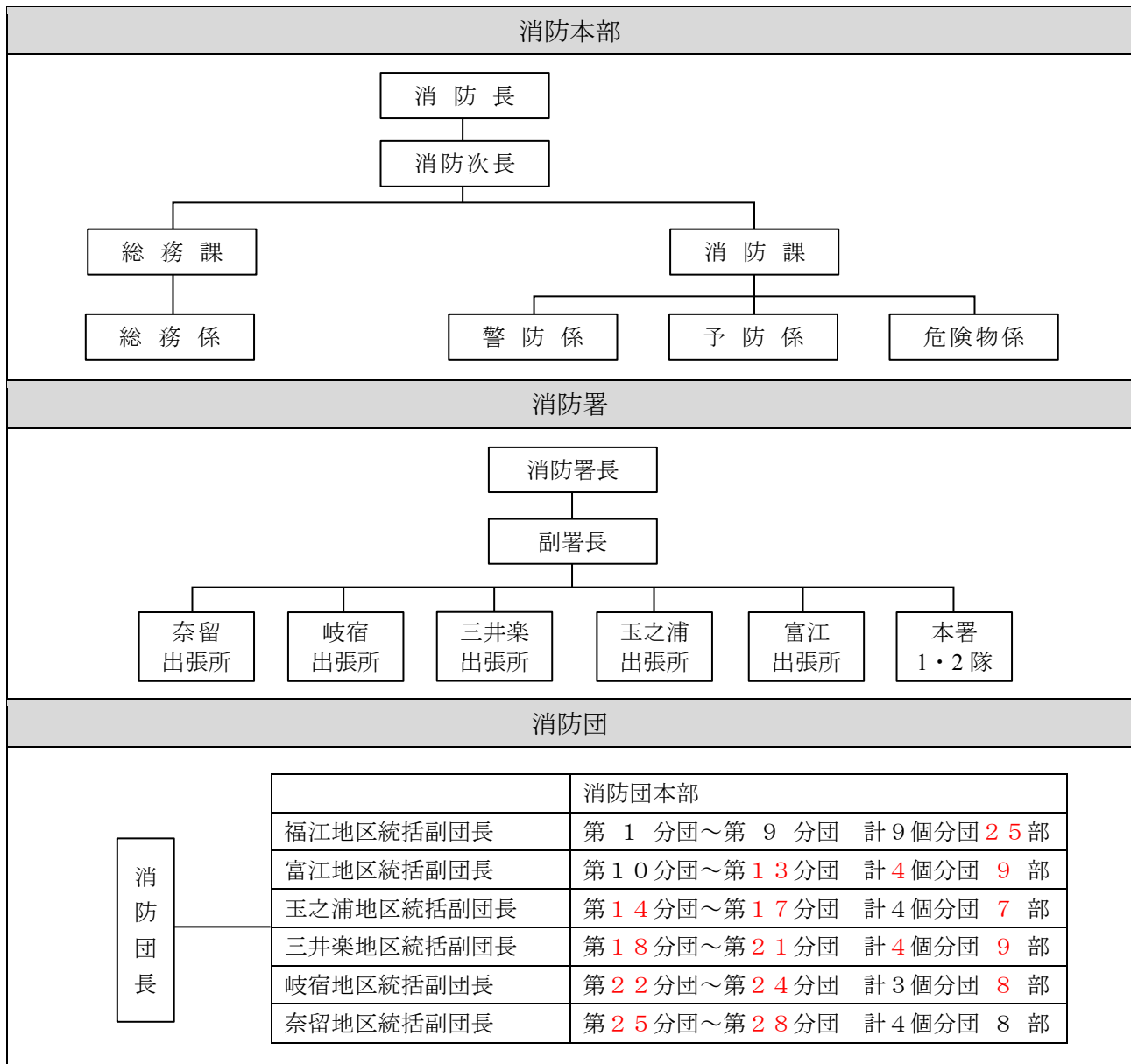
(3) 水産庁所管

番号	地区海岸名	地先海岸名	所在地 (旧市町名)	海岸保全区域 指定済延長(m)	備考
1	奈留漁港	鈴ノ浦	奈留町	1,580	
2	〃	浦向	〃	390	
3	〃	泊	〃	386	
4	〃	大林	〃	1,160	
5	〃	浜泊	〃	570	
6	〃	前島	〃	2,540	
7	奥浦漁港	檜ノ浦	福江市	853	
8	〃	大泊	〃	274	
9	〃	草津	〃	268	
10	〃	戸岐	〃	925	
11	〃	戸岐向	〃	793	
12	崎山漁港	崎山	〃	955	
13	荒川漁港	荒子崎	玉ノ浦町	3,235	
14	〃	矢ノ口	〃	1,299	
15	三井楽漁港	三井楽	三井楽町	2,318	
16	〃	打折	〃	1,694	
	5 地区	16 箇所		19,240	

7. 消防に関する資料

7-1. 五島市消防本部及び五島市消防署

(1) 組織図



(2) 人員及び保有車両

	消防本部	消防署
人員	15名	77名
車輛	指令車 1台	化学車 1台
	調査広報車 1台	多目的消防ポンプ自動車 1台
		ポンプ車 3台
		救助工作車 1台
		救急車 2台
	防火広報車 1台	
	ポンプ車 出張所に1台ずつ	
	救急車 //	
	計 2台	計 19台

令和5年10月1日時点

消防団								
分団名	定数	実数	広報車	ポンプ車	ポンプ付 積載車	ポンプ付 軽積載車	小型動力 ポンプ	管轄区域
本部	26	26	3					
第1分団	42	32		1	2	1	2	三尾野一丁目・三尾野二丁目・三尾野三丁目・坂の上一丁目・三尾野町・大円寺町・東浜町一丁目・東浜町二丁目・東浜町三丁目・紺屋町・武家屋敷一丁目・武家屋敷二丁目・武家屋敷三丁目・池田町・栄町・中央町・錦町・幸町・末広町・江川町・福江町・新港町・松山町・大荒町・(小田を除く)木場町・赤島町・黄島町
第2分団	30	29			2			大荒町(小田)・吉久木町・籠淵町
第3分団	25	25			1			下大津町・上大津町
第4分団	40	40			2	1		平蔵町・奥浦町・戸岐町・岐宿町唐船ノ浦・戸岐ノ首
第5分団	50	50			3			下崎山町・上崎山町・向町・長手町
第6分団	60	57			4			吉田町・堤町・高田町
第7分団	57	51			4			野々切町・浜町・小泊町・増田町
第8分団	60	49			1	3		久賀町・蕨町・猪之木町・田ノ浦町
第9分団	32	29			1	1		本窯町・伊福貴町
第10分団	24	22		1	2			富江支所が所管する区域
第11分団	51	45			3	1		富江支所が所管する区域、富江町富江・黒島・職人・土取・狩立・松尾・田尾
第12分団	35	35			2			富江町山下・岳
第13分団	29	27			1	2		富江町黒瀬・山手・長峰
第14分団	25	25			2			玉之浦町玉之浦
第15分団	19	19			1			玉之浦町大宝・立谷
第16分団	35	33			1	2		玉之浦町中須・幾久山・小川・上の平
第17分団	20	18			1	1		玉之浦町布浦・荒川・丹奈・頓泊
第18分団	53	50		1	2	1		三井楽支所が所管する区域・濱ノ畔
第19分団	27	26				2		三井楽町柏・嶽・淵ノ元・大川・高崎
第20分団	32	30				3		三井楽町濱窄・貝津・塩水・丑ノ浦・波砂間
第21分団	8	7				1		三井楽町嵯峨島
第22分団	44	42			3			岐宿町岐宿・河務
第23分団	50	47			3			岐宿町川原・楠原
第24分団	48	39			3			岐宿町松山・中嶽・二本楠・富江町繁敷
第25分団	35	35		1	2	1		奈留町浦(浦)・奈留町泊(泊、大林、前島、奈木、東風泊及び椿原)
第26分団	35	35			2			奈留町浦(浦向、相ノ浦、檜木山、古巣、外西海及び内西海)
第27分団	35	32			2			奈留町泊(永這及び汐池)・奈留町船廻(船廻、田岸、矢神及び南越)
第28分団	30	30			2			奈留町浦(白這)・奈留町船廻(葛島)・奈留町大串(夏井、江上及び大串)

8. 輸送に関する資料

8-1. 避難路及び緊急輸送路の選定

災害時における緊急避難や緊急物資等の輸送確保に資する路線を下記のとおり選定する。

	道路種別	路線名	代替路線の状況
1	国道	384号	福江荒川線等
2	主要地方道	福江荒川線	国道384号線
3	主要地方道	富江岐宿線	国道384号線～福江岐宿線
4	主要地方道	福江富江線	福江荒川線～富江岐宿線
5	主要地方道	玉之浦大宝線	
6	主要地方道	福江空港線	
7	一般県道	河務福江線	
8	一般県道	玉之浦岐宿線	国道384号線
9	一般県道	大浜福江線	
10	一般県道	枕島線	
11	一般県道	久賀島線	
12	一般県道	奈留島線	
13	一般県道	貝津岳浜ノ畔線	国道384号線

8-2. 市保有車両

車種	台数
普通貨物	19
普通（バス）	4
普通乗用	10
小型貨物	125
小型乗用	84
特殊	167
バイク	7
バックホー、フォークリフト、トラクター等	26

8-3. 市内事業者等が保有する車両・船艇

(1) バス事業所車両保有台数

会社名	所在地	電話番号	車両数		
			乗合	貸切	計
五島自動車(株)	東浜町1-2-1	72-2174	36	7	43

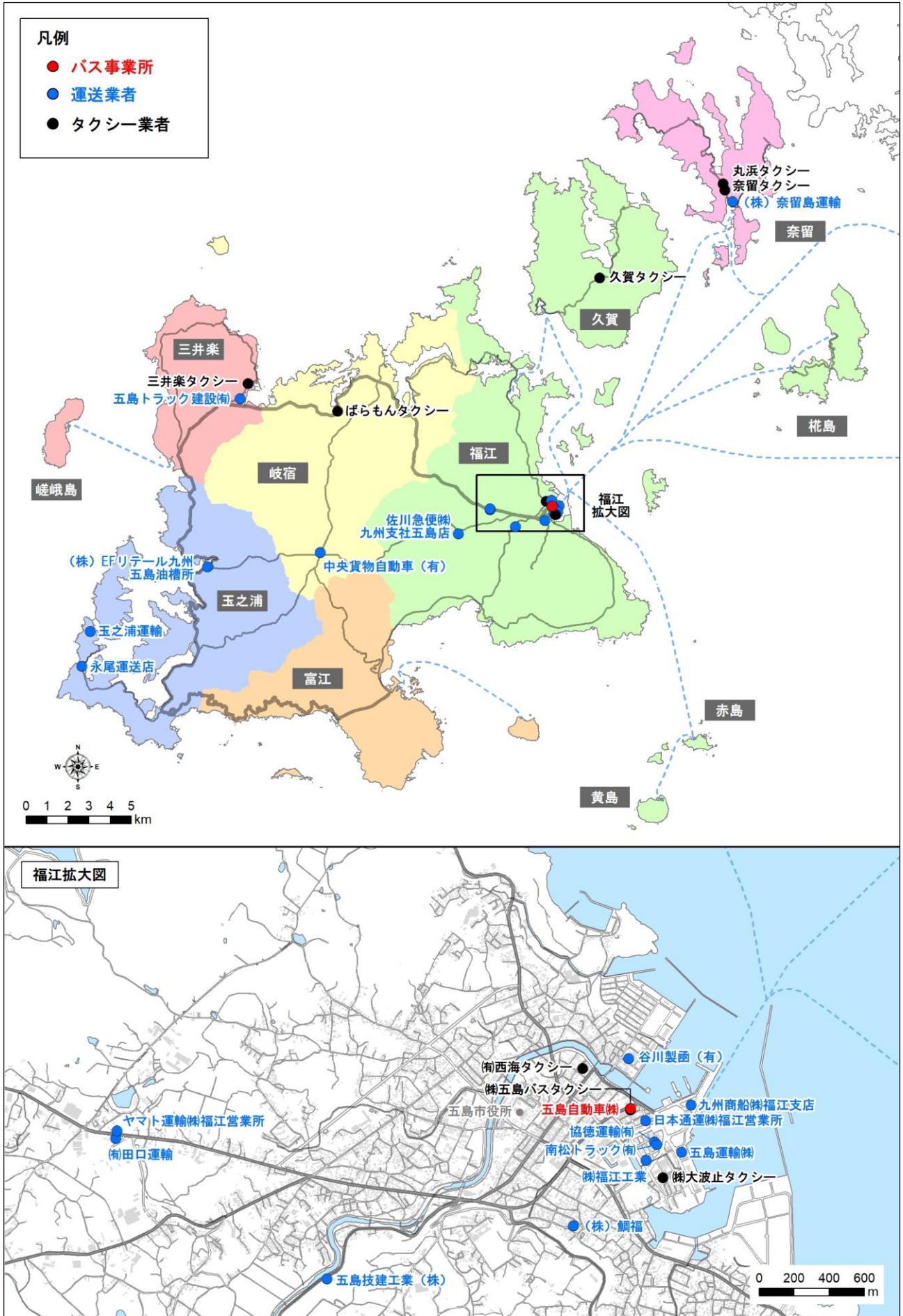
(2) 運送業者別保有台数

業者名	所在地	電話番号	車両数	
			普通	小型
九州商船(株)福江支店	東浜町2-1-2	72-2191	11	
協徳運輸(有)	東浜町1-16-5	72-5622	30	1
五島運輸(株)	東浜町2-5-1	72-5108	9	
五島トラック建設(有)	三井楽町浜ノ畔1398-1	84-2075	5	
佐川急便(株)九州支社五島店	吉田町3530-9	72-4557	7	1
(有)田口運輸	籠淵町2466-5	72-3363	7	
玉之浦運輸	玉之浦町玉之浦298-3	87-2364	2	1
永尾運送店	玉之浦町玉之浦1117-1	87-2377	2	1
南松トラック(有)	東浜町1-16-7	72-3459	5	1
日本通運(株)福江営業所	東浜町1-7-12	72-5617	1	4
(株)福江工業	東浜町1-20-18	72-2445	8	
ヤマト運輸(株)福江営業所	吉久木町724-1	72-8477		25
五島技建工業(株)	大円寺町6-1	72-2928	10	2
(株)鯛福	上大津町304-1	72-2586	6	1
谷川製函(有)	福江町1190-13	72-2688	39	1
中央貨物自動車(有)	岐宿町中岳2097-7	83-1011	6	
(株)奈留島運輸	奈留町浦1880-3	64-2321	9	2
(株)EFリテール九州五島油槽所	玉之浦町荒川283	88-2211	2	2
合計			159	42

(3) タクシー業者別保有台数

地区	業者名	所在地	電話番号	車両数
福江	(株)大波止タクシー	東浜町3-5-1	72-2854	24
	五島タクシー(株)	東浜町1-2-1	72-2171	12
	久賀タクシー	久賀町217-23	77-2008	5
	(有)西海タクシー	江川町3-3	72-5131	13
三井楽	三井楽タクシー	三井楽町浜ノ畔938	84-3136	6
岐宿	(有)ばらもんタクシー	岐宿町川原3553-1	82-0032	9
奈留	丸浜タクシー	奈留町浦407-2	64-3171	5
	奈留タクシー	奈留町浦1748-4	64-2101	5
合計				79

車両保有者位置図



(4) 官公庁船の用途別保有数

官公庁名	所在地	電話	船名	船質	トン数	用途
五島海上保安署	東浜町2-1-1	72-3999	ふくえ	鋼	335	巡視船
		72-4999	みねかぜ	鋼	26	巡視艇
五島警察署	東浜町3-9-1	72-8110	ふくえ	鋼	21	警備艇

(5) 旅客船の事業所別保有数

業者名	所在地	電話	船名	船質	トン数	定員	速度
九州商船(株) 福江支店	東浜町2-1-2	72-2191	フェリー万葉	鋼	1,553	482	18
			フェリー椿	鋼	1,599	482	18
			JFペがさす	軽合金	163	264	43
			JFペがさす2	軽合金	163	264	43
五島旅客船(株)	東浜町2-1-2	72-8151	ニューたいよう	軽合金	102	130	24
			フェリーオーシャン	鋼	396	168	15.5
野母商船(株)	福江町1190-67	72-5108	フェリー太古	鋼	1,598	350	19
(有)黄島海運	黄島町51	72-8963	おうしま	軽合金	42	50	20
(有)嵯峨島旅客船	三井楽町濱ノ畔1473-1	84-2785	さかのしま丸	FRP	19	48	20
木口汽船(株)	平蔵町2746-2	73-0003	フェリーひさか	鋼	155	65	12.4
			シーガル	アルミ	19	66	22
			ソレイユ	FRP	19	60	24

(6) 市内漁船保有数

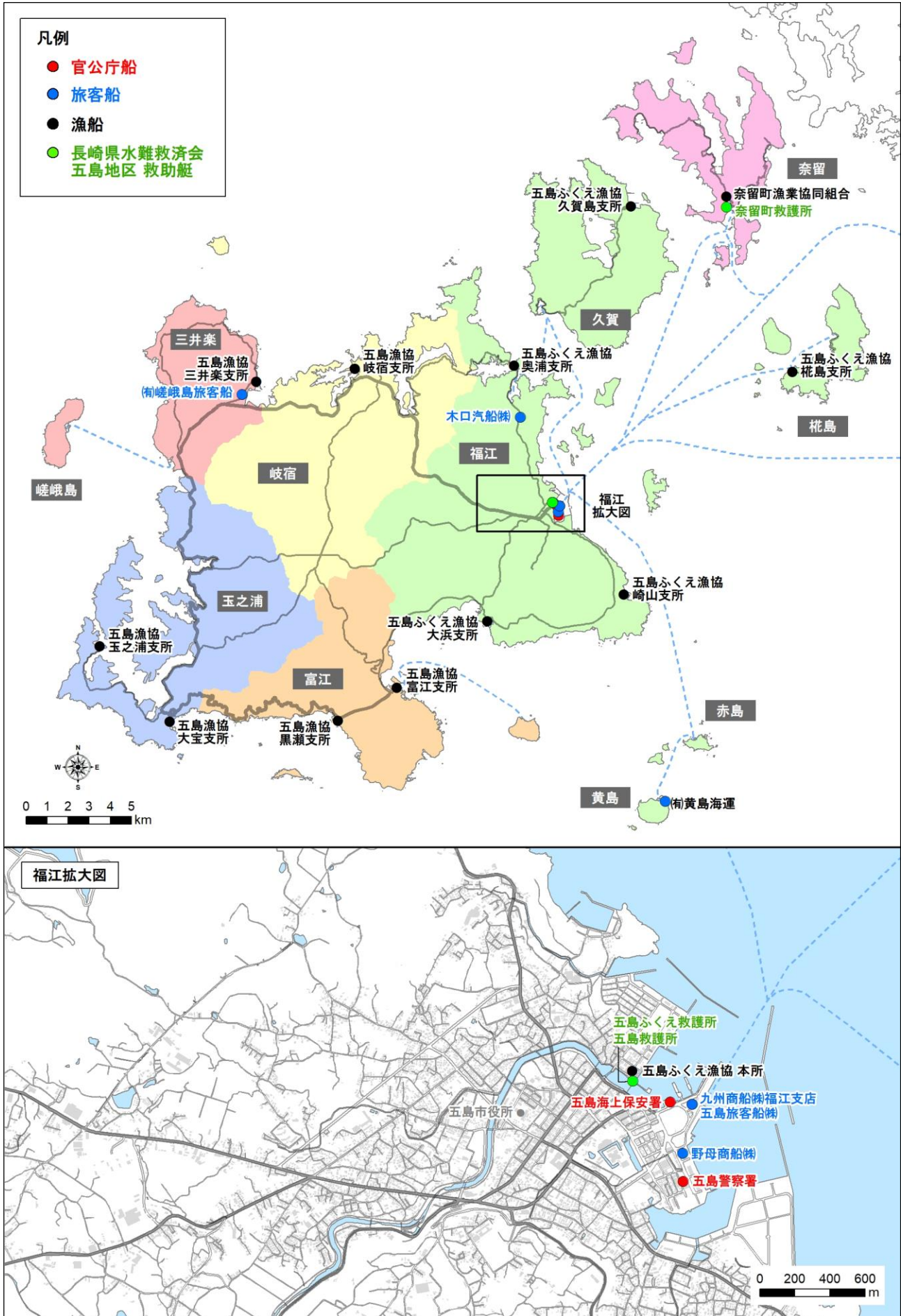
組合名	所在地	電話	動力船	無動力船	合計	
五島ふくえ漁業 協同組合	本所	福江町1190-9	72-5105	630	0	630
	奥浦支所	奥浦町2153-1	73-0111			
	崎山支所	下崎山町302	73-6536			
	大浜支所	小泊町1-2	73-5247			
	久賀島支所	蕨町598-3	77-2111			
	椋島支所	伊福貴町1-3	78-2102			
五島漁業協同組合	本所	福江町1190-9	74-5510	904	1	905
	丸福支所	福江町1190-9	72-2196			
	富江支所	富江町富江357-1	86-2121			
	玉之浦支所	玉之浦734-29	87-2221			
	大宝支所	大宝634	87-2273			
	三井楽支所	三井楽町濱ノ畔902-5	84-3121			
	岐宿支所	岐宿町岐宿1257	82-1121			
奈留町漁業協同組合	—	奈留町浦1839-7	64-3115	271	0	271
総数			1,805	1	1,806	

※使用した資料は、各漁協の業務報告書。今回は令和元年度総会（総代会）のものを使用した。

(7) 特定非営利活動法人長崎県水難救済会五島地区救助艇保有隻数

地区	組合名	所在地	電話	動力船	無動力船	合計
福江	五島ふくえ救護所	福江町 1190 - 9	7 2 - 5 5 1 0	53		53
	五島救護所	福江町 1190 - 9	7 2 - 5 1 0 5	122		122
奈留	奈留町救護所	奈留町浦 1839-1	6 4 - 3 1 1 5	18		18
総数				193	0	193

船艇保有者位置図



8-4. ヘリコプター離着陸地

(1) 離着陸場一覧表

No.	着陸地	所在地	大村からの概略所要時間 (ヘリコプター)	備考
1	奈留ヘリポート	五島市奈留町浦 952-1	35分	
2	三井楽ヘリポート	五島市三井楽町嵯峨島郷字京塚	50分	
3	福江空港	五島市上大津町	35分	
4	福江島分屯基地総合訓練場	五島市三井楽町嶽 770-1	40分	
5	福江島分屯基地場外飛行場	五島市三井楽町浜ノ畔	40分	

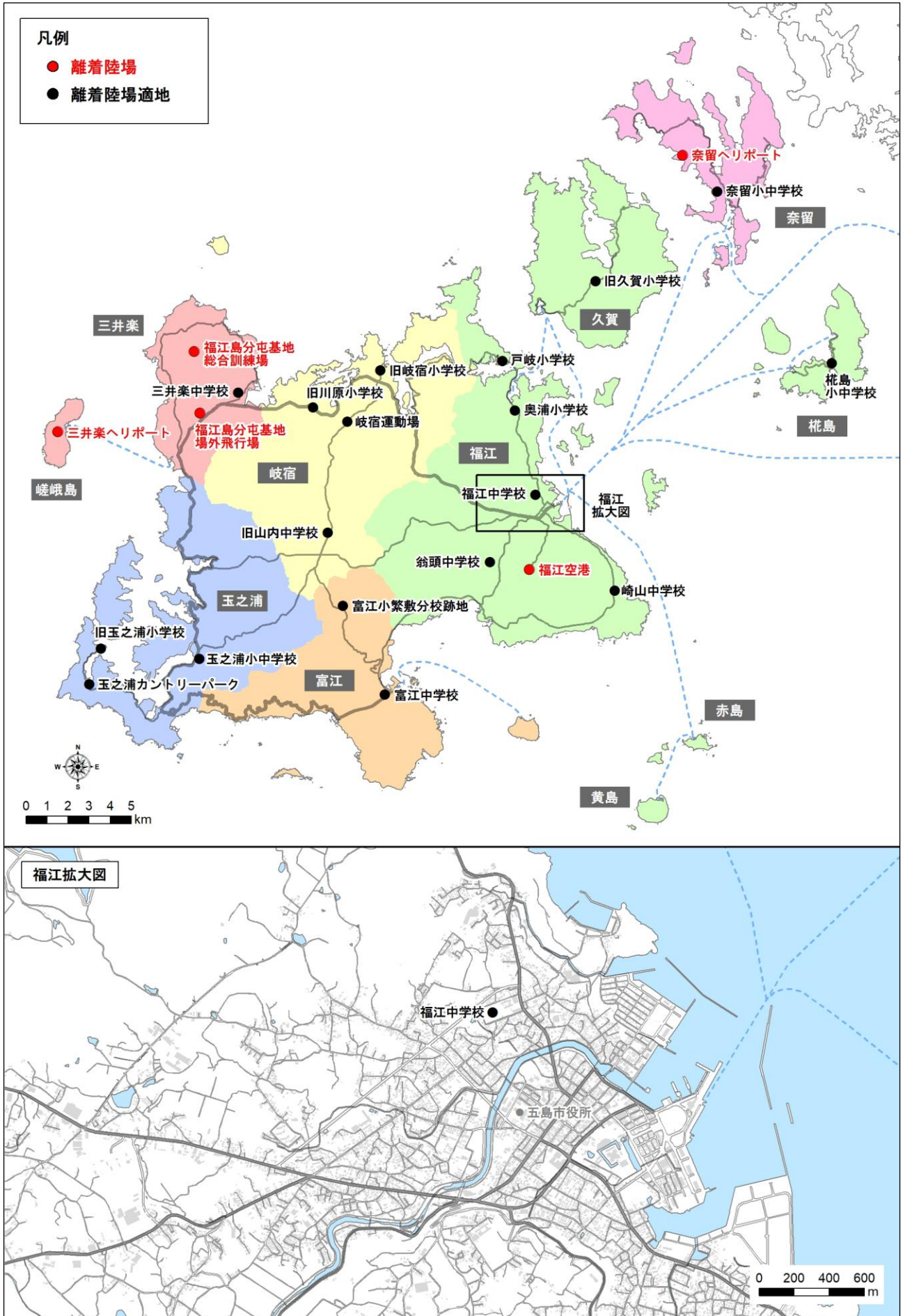
資料：長崎県地域防災計画（資料編）令和元年度

(2) 離着陸場適地一覧表

No.	名称	所在地	所有者	地積		障害物
1	福江中学校	松山町 75-4	五島市長	100×90	21,877 m ²	校舎、電線、樹木
2	崎山中学校	下崎山町 381-1	五島市長	80×120	18,793 m ²	校舎、電線
3	翁頭中学校	堤町 1765	五島市長	90×140	18,166 m ²	校舎、電線
4	椏島小中学校	伊福貴町 930	五島市長	80×50	5,966 m ²	校舎、ポール、フェンス
5	旧久賀小学校	久賀町 205-2	五島市長	60×80	7,189 m ²	校舎、電線
6	奥浦小学校	奥浦町 1316	五島市長	-	7,774 m ²	校舎、体育館
7	戸岐小学校	戸岐町 270	五島市長	-	2,347 m ²	校舎
8	富江中学校	富江町狩立 464	五島市長	130×67	16,536 m ²	校舎、電線、ネット
9	富江小繁敷分校跡地	富江町繁敷 750	太宰府神社	40×70	2,807 m ²	公民館、神社
10	旧玉之浦小学校	玉之浦町玉之浦 797-4	五島市長	50×40	6,566 m ²	校舎、体育館、夜間照明施設
11	玉之浦カントリーパーク	玉之浦町玉之浦 1237	五島市長	150×100	15,950 m ²	バックネット、樹木、土手
12	玉之浦小中学校	玉之浦町小川 1130	五島市長	100×100	10,180 m ²	校舎、バックネット、電線
13	三井楽中学校	三井楽町浜の畔 1258	五島市長	70×93	5,468 m ²	校舎、ポール、体育館
14	旧山内中学校	岐宿町中岳 1258	五島市長	40×80	6,023 m ²	樹木
15	旧岐宿小学校	岐宿町岐宿 2404	五島市長	-	3,000 m ²	
16	岐宿運動場	岐宿町楠原 1204	五島市長	-	19,166 m ²	
17	旧川原小学校	岐宿町川原 2370	五島市長	-	2,400 m ²	
18	奈留小中学校	奈留町浦 1225	五島市長	130×70	19,001 m ²	校舎、体育館、バスケット

資料：長崎県地域防災計画（資料編）令和元年度

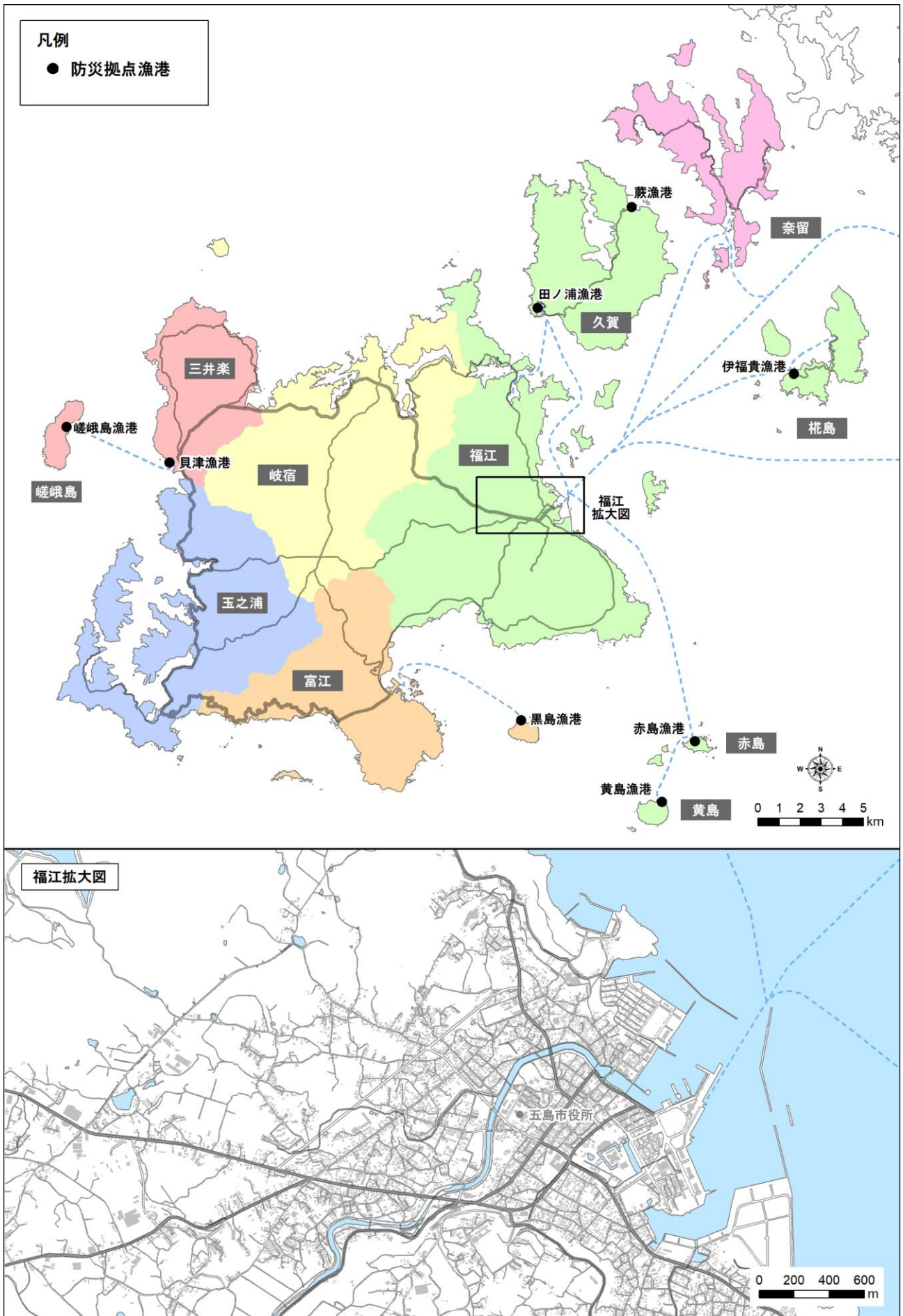
ヘリコプター離着陸地位置図



8-5. 防災拠点漁港

	地区名	漁港名	備考
1	久賀	田ノ浦漁港	福江港へ
2	久賀	蕨漁港	相ノ浦港へ
3	杵島	伊福貴漁港	福江港、相ノ浦港へ
4	嵯峨島	嵯峨島漁港	貝津漁港、荒川漁港、三井楽漁港へ
5	三井楽	貝津漁港	嵯峨島漁港から
6	福江	黄島漁港	福江港へ
7	福江	赤島漁港	福江港へ
8	福江	黒島漁港	福江港へ

防災拠点漁港位置図



9. その他の資料

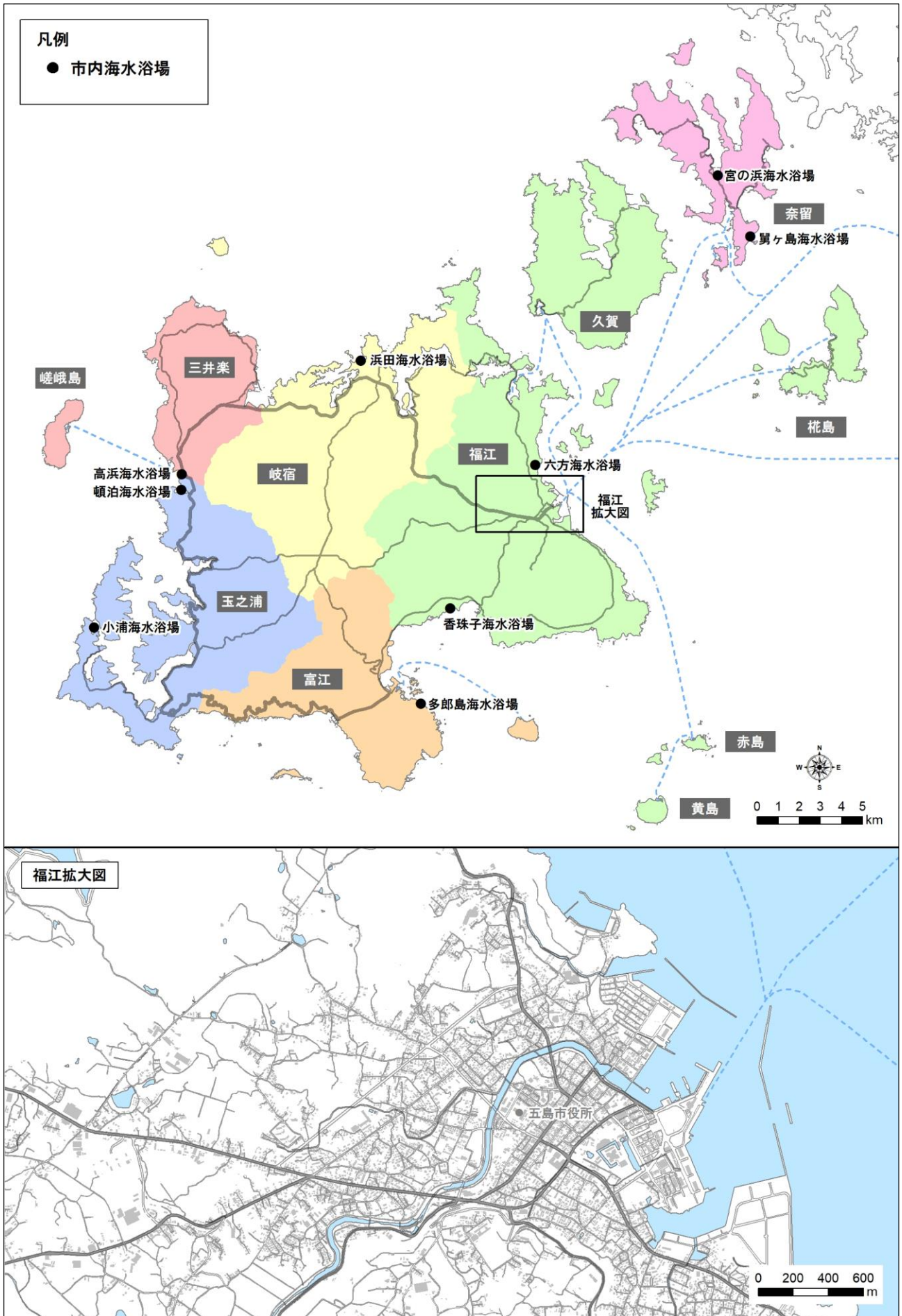
9-1. 防災担当部署保管器材

本庁・支所	品名	数量	品名	数量
本庁	懐中電灯	10個	ヘルメット	3個
	トランジスタラジオ	1台	災害用毛布	10枚
	雨合羽	82着	オイルフェンス	180m
	油吸着マット	23箱	油・液体吸収剤（消防署）	10袋
	オイルスネア	4袋（60m）	ポータブル発電機	1台
富江	懐中電灯	13個	携帯用マイク	2個
	テレビ	1台		
玉之浦	懐中電灯	5個	ヘルメット	3個
	テレビ	1台		
	雨合羽	3着	携帯用マイク	1個
	オイルフェンス	100m		
三井楽	懐中電灯	3個	ヘルメット	3個
	テレビ	1台	災害用毛布	15枚
	雨合羽	3着	携帯用マイク	1個
	トランシーバー	2個	ポータブル発電機	1台
	ラジオ	1台		
岐宿	懐中電灯	7個	ヘルメット	4個
	雨合羽	3着	災害用毛布	10枚
奈留	懐中電灯	5個	携帯用マイク	1個
	ポータブル発電機	1台	テレビ	1台

9-2. 市内海水浴場

No.	地区	海水浴場名	桟敷	問い合わせ先
1	浜町	香珠子海水浴場	有	五島自動車株式会社（五島椿物産館） 73-5921
2	平蔵町	六方海水浴場	無	五島市管理課 72-6111
3	富江町 土取	多郎島海水浴場	有	富江支所 86-1111
4	玉之浦町 頓泊	頓泊海水浴場	有	玉之浦支所 87-2211
5	玉之浦町 玉之浦	小浦海水浴場	無	玉之浦支所 87-2211
6	三井楽町 貝津	高浜海水浴場	有	三井楽支所 84-3111
7	岐宿町 岐宿	浜田海水浴場	無	岐宿支所 82-1111
8	奈留町 船廻	宮の浜海水浴場	無	奈留支所 64-3111
9	奈留町 泊	舅ヶ島海水浴場	無	奈留支所 64-3111

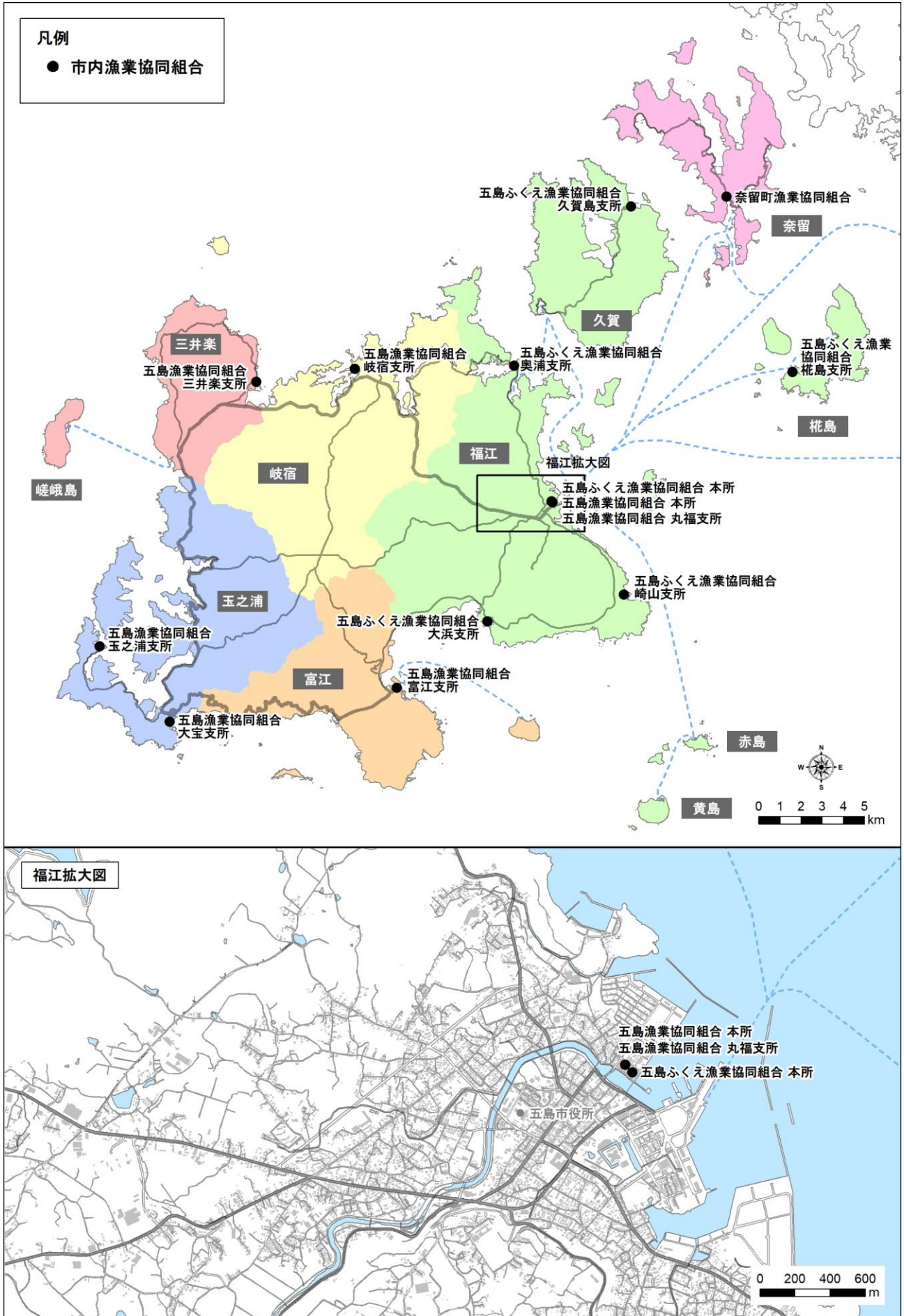
市内海水浴場位置図



9-3. 市内漁業協同組合

地区	組合名		所在地	電話	夜間（電話）
福江	五島ふくえ漁業協同組合	本所	福江町 1190 - 9	72-5105	参事
		奥浦支所	奥浦町 2153 - 1	73-0111	
		崎山支所	下崎山町 302	73-6536	
		大浜支所	小泊町 1 - 2	73-5247	
		久賀島支所	蕨町 598 - 3	77-2111	
		椀島支所	伊福貴町 1 - 3	78-2102	
富江	五島漁業協同組合	本所	福江町 1190 - 9	74-5510	総括事業部長
玉之浦		丸福支所	福江町 1190 - 9	72-2196	
		富江支所	富江町富江 357 - 1	86-2121	
三井楽		玉之浦支所	玉之浦 734-29	87-2221	
		大宝支所	大宝 634	87-2273	
岐宿		三井楽支所	三井楽町浜ノ畔 902-5	84-3121	
奈留	奈留町漁業協同組合	岐宿支所	岐宿町岐宿 1257 - 4	82-1121	
		—	奈留町浦 1839 - 7	64-3115	参事

市内漁業協同組合位置図



9-4. 上水・簡水施設による給水状況

福江地区

水道名 種別	福江地区 上水道	各簡易水道									飲料水 供給施設 黄島	計
		坂の上	増田	田ノ浦	久賀	蕨	猪之木	伊福貴	本窯	小計		
給水戸数	11,606	上水	上水	16	60	48	20	65	44	253	35	11,894
給水人口	22,227	上水	上水	17	67	51	39	79	35	288	35	22,550

富江地区

水道名 種別	富江地区 上水道	各簡易水道					計
		太田	琴石	丸子	田尾	小計	
給水戸数	2,459	33	19	49	73	174	2,633
給水人口	4,250	31	20	64	95	210	4,460

玉之浦地区

水道名 種別	玉之浦地区簡易水道										計
	玉之浦	大宝	小川	中須	幾久山	上の平	荒川	丹奈	頓泊	立谷 飲供	
給水戸数	331	169	47	73	84	32	160	42	8	6	952
給水人口	460	229	69	91	100	44	209	44	6	9	1,261

三井楽地区

水道名 種別	三井楽地区簡易水道		計
	浜ノ畔		
給水戸数	1,518		1,518
給水人口	2,584		2,584

岐宿地区（一部福江地区上水道あり）

水道名 種別	岐宿地区簡易水道			計
	岐宿	山内	大曲飲供	
給水戸数	655	1,172	16	1,843
給水人口	1,075	2,091	18	3,184

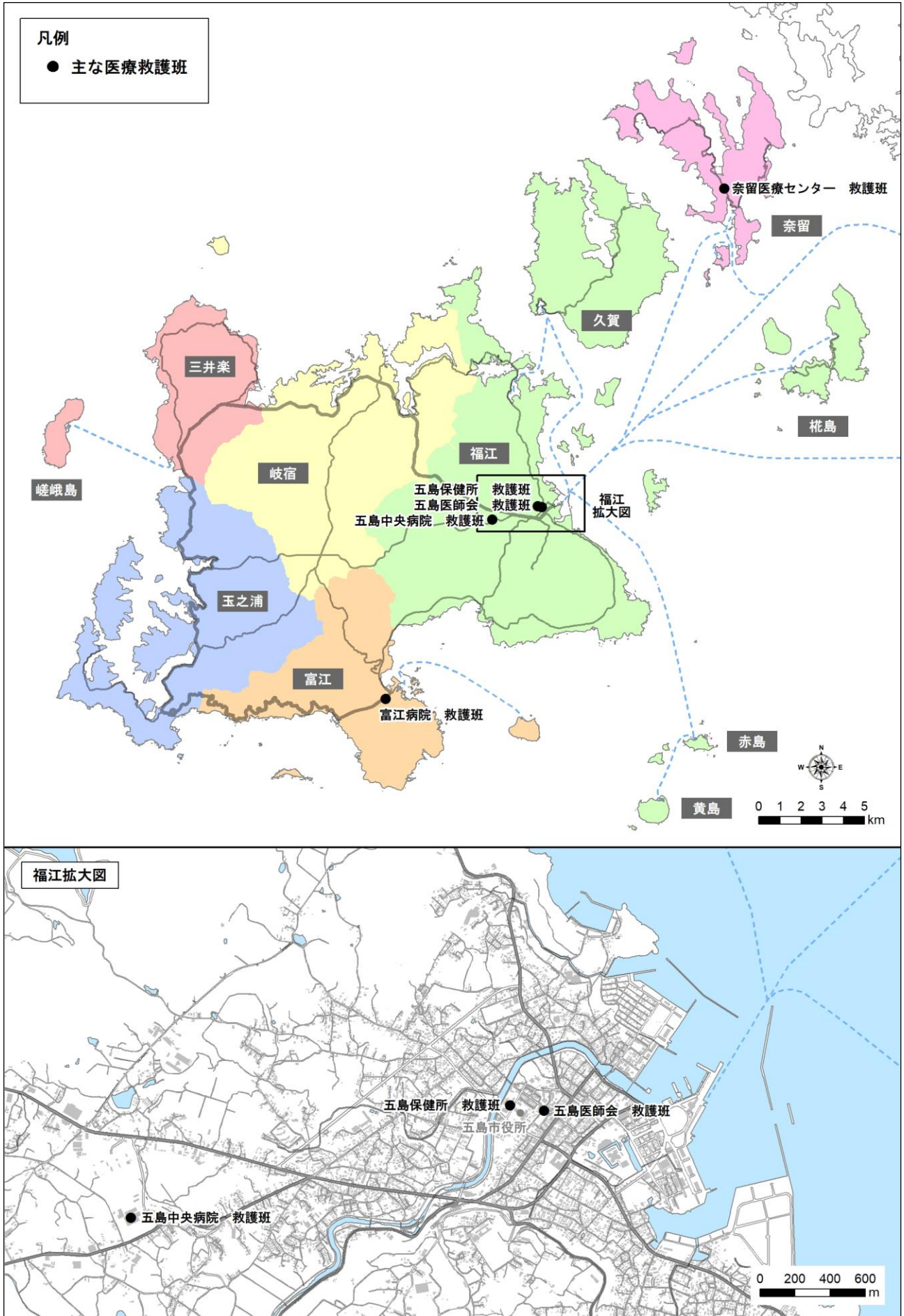
奈留地区

水道名 種別	奈留地区簡易水道		計
	中央	西部	
給水戸数	1,529	67	1,596
給水人口	2,084	84	2,168

9-5. 主な医療救護班一覧

名称	電話	所在地
五島保健所 救護班	7 2 - 3 1 2 5	福江町 7 - 2
五島医師会 救護班	7 2 - 5 0 0 0	末広町 8 - 4
五島中央病院 救護班	7 2 - 3 1 8 1	吉久木町 2 0 5
富江病院 救護班	8 6 - 2 1 3 1	富江町狩立 4 9 9
奈留医療センター 救護班	6 4 - 2 0 1 4	奈留町浦 1 6 4 4

主な医療救護班位置図



9-6. 汚物処理施設、収集運搬車、清掃業者一覧

(1) 汚物処理施設

種類	地区	名称	所在地	施設の種類	規模
し尿	福江	福江衛生センター	野々切町 2308-1	標準脱窒素処理方式	118 k l /日
	岐宿	五島西部衛生センター	岐宿町二本楠 357-26	一時中継基地	7,861 m ² 25kl/日 休止中
	奈留	奈留衛生センター	奈留町浦 1218-1	高負荷脱窒素膜処理	7 k l /日
ごみ	福江	五島市クリーンセンター	浜町 740 番地	全連続燃焼式ストーカ炉	2 炉 41t/24H (1 炉 20.5 t)×2
		福江一般廃棄物 最終処理場	向町 2059	管理型	9,700 m ²
	富江	富江クリーンセンター	富江町狩立 7 4 1 - 1	機械化バッチ燃焼式	1 基 1 0 t /日 休止中
	三井楽	三井楽清掃センター	三井楽町浜ノ畔 3504-1	機械化バッチ方式	1 基 7 t /8H 休止中
	奈留	奈留清掃センター	奈留町浦 1191-1	一時中継基地	1 炉 6 t /日 休止中

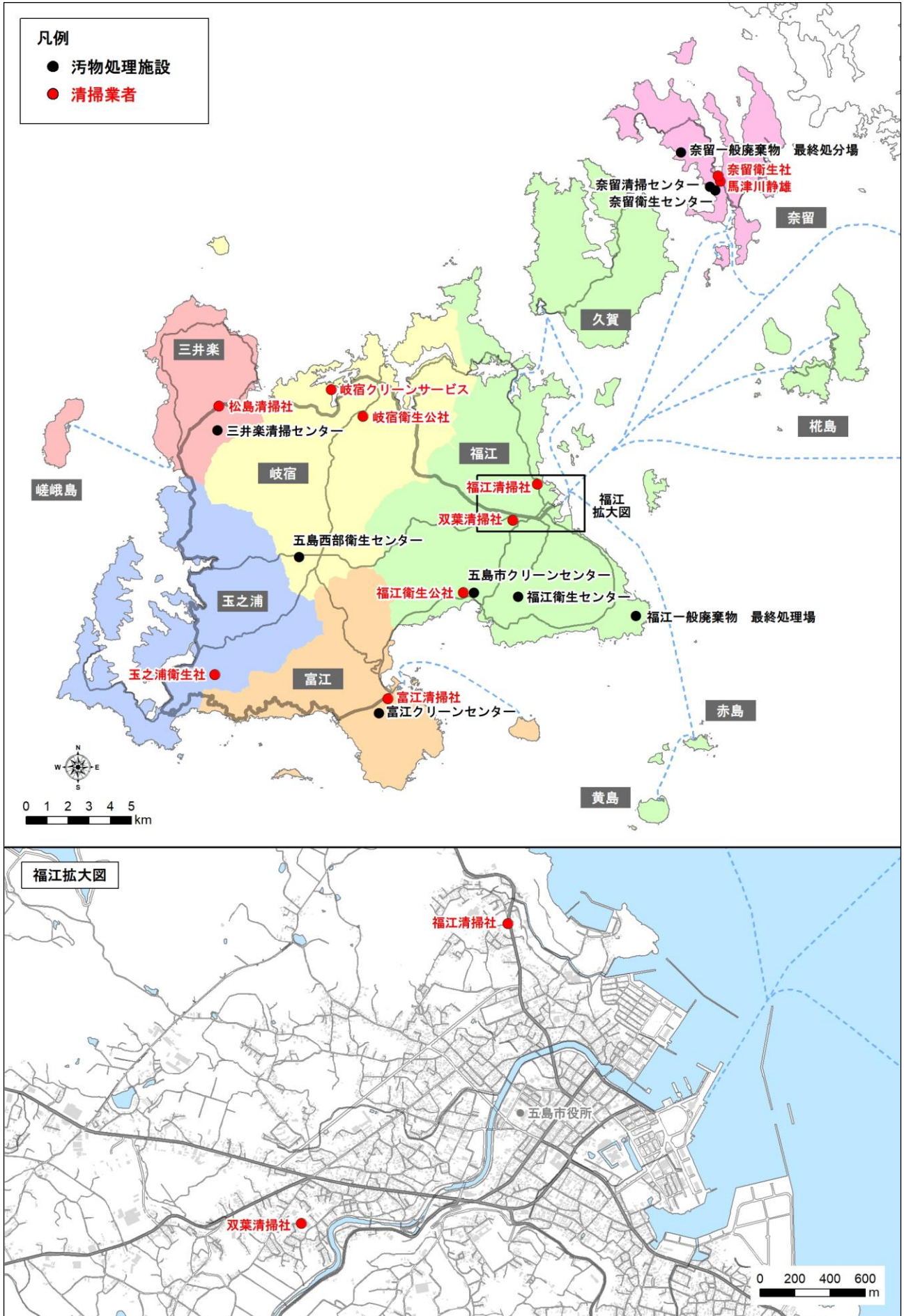
(2) 汚物収集運搬車

地区	車輦名 種別	バキュームカー			ゴミ収集車			備考
		軽	2 t 車	4 t 車	軽	2 t 車	4 t 車	
福江	し尿	2						
	ごみ				1	12	2	うち1台は汚泥運搬車
富江	ごみ					1		
玉之浦	ごみ							
三井楽	ごみ				1	1		
岐宿	ごみ							
奈留	ごみ					2	2	

(3) 清掃業者名・車輦台数等

地区	名称	所在地	所有車輦
福江	福江清掃社	松山町 487-2	バキュームカー 4 t 2 台
	双葉清掃社	木場町 119-1	バキュームカー 4 t 2 台
	福江衛生公社	浜町 740	収集車 (市所有) 6 台
富江	富江清掃社	富江町狩立 527	バキュームカー 4 t 2 台
玉之浦	玉之浦衛生社	玉之浦町小川 945 番地	バキュームカー 3 t 1 台
三井楽	三井楽清掃社	三井楽町浜ノ畔 2946	バキュームカー 2 t 2 台
岐宿	岐宿衛生公社	岐宿町楠原 707-2	バキュームカー 2 t 2 台
	岐宿クリーンサービス	岐宿町川原 270	バキュームカー 4 t 1 台
奈留	奈留衛生社	奈留町浦 470-15	バキュームカー 2 t 2 台

汚物処理施設、清掃業者位置図



9-7. 一時遺体安置所及び火葬場一覧

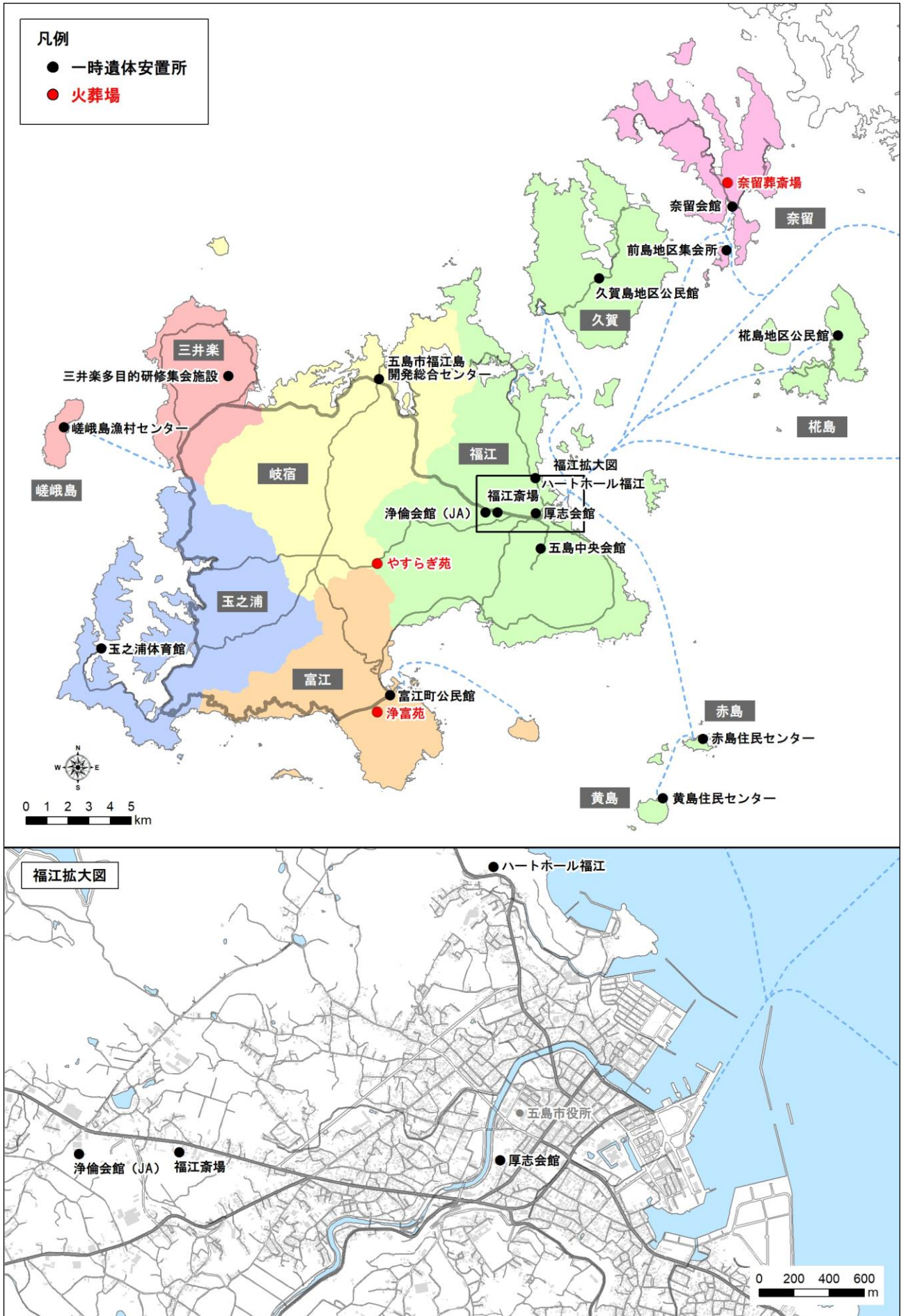
(1) 一時遺体安置所

地区名	施設名	所在地	電話番号
福江地区	ハートホール福江	松山町 520	74-6666
	浄倫会館 (JA)	籠淵町 2450	72-8211
	福江斎場	五島市吉久木町 674-1	76-3030
	厚志会館	幸町 3-19	88-9551
	五島中央会館	上大津町 1385-1	74-5551
赤島地区	赤島住民センター	赤島町 446 番地	73-6973
黄島地区	黄島住民センター	黄島町 26 番地	73-6921
椛島地区	椛島地区公民館	本窯町 8 番地 1	78-2611
久賀島地区	久賀島地区公民館	久賀町 217 番地 3	77-2265
富江地区	富江町公民館	富江町富江 170 番地 8	86-1111
玉之浦地区	玉之浦体育館	玉之浦町玉之浦 789 番地	87-2211
三井楽地区	三井楽多目的研修集会施設	三井楽町濱ノ畔 521 番地	84-3749
嵯峨島地区	嵯峨島漁村センター	三井楽町嵯峨島無番地	84-4151
岐宿地区	五島市福江島開発総合センター	岐宿町岐宿 2535 番地	82-1111
奈留地区	奈留会館	奈留町浦 1899-1	64-3101
前島地区	前島地区集会所	奈留町泊 399 番地 11	64-2948

(2) 火葬場

地区名	施設名	所在地	管理者	最大火葬数	棺保管数	電話番号
福江地区	やすらぎ苑	五島市増田町 615 番地 34	(有)クリメイション	12	50	83-1192
富江地区	浄富苑	五島市富江町狩立 672	生活環境課長	8	20	72-6116
奈留地区	奈留葬斎場	五島市奈留町浦 388 番地 1	奈留支所長	8	15	64-2946

一時遺体安置所及び火葬場位置図



9-8. 五島海上保安署所属巡視船及び巡視艇保有資材

令和2年2月現在

用具	船艇	巡視船 ふくえ	巡視艇 みねかぜ	計
機付ゴムボート		1艇	1艇	2艇
救命胴衣		69個	13個	82個
救命浮環		4個	2個	6個
もやい銃		2機	1機	3機
消火排水ポンプ			1機	1機
移動用ガソリンポンプ		1機		1機
消火器（泡）		4個		4個
消火器（粉末）		5個	4個	9個
消火器（炭酸ガス）		3個		3個
防火服		2着	2着	4着
繊維ロープ（60mm）		400m		400m
繊維ロープ（45mm）		200m		200m
ライフゼム		4器	2器	6器
泡沫発生器		1器	1器	2器
ガス検知器（可燃性ガス用）		2個	1個	3個
泡沫発生剤		340 <small>リットル</small>	200 <small>リットル</small>	540 <small>リットル</small>

9-9. 自衛隊の派遣において市が準備すべき資機材

品名		摘要
器具類	1 ベルトコンベヤー	掘土、搬土
	2 一輪車	小路の運搬作業用
	3 手釣類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資材類	1 ゴム手袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 錠等	
	4 吠・荒縄等	同上
	5 木杭	同上
	6 標準材料	
	7 消毒剤	防疫用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

資料：長崎県地域防災計画（資料編）令和元年度

10. 他自治体、事業者等との協定

10-1. 協定締結状況一覧

番号	協定名称	締結年月日	締結先
1	長崎県五島区域防災相互応援協定	平成16年12月24日	新上五島町
2	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	平成21年3月2日	福江商工会議所
3	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	平成21年3月2日	(株)ドゥイング
4	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	平成21年3月2日	五島市商工会
5	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	平成21年3月2日	ごとう農業協同組合
6	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	平成21年3月2日	平井商事株式会社
7	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成21年12月11日	長崎県建設業協会五島支部
8	災害時における緊急放送に関する協定	平成24年12月6日	五島テレビ
9	災害時における緊急放送に関する協定	平成24年12月6日	福江ケーブルテレビ
10	大規模災害時の応援に関する協定	平成25年2月12日	九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所
11	災害時におけるLPガス供給に関する協定	平成25年7月4日	長崎県LPガス協会五島支部
12	災害発生時における五島市と五島市内郵便局の協力に関する協定	平成27年12月15日	五島市内関係郵便局
13	市内各高校との避難所施設利用に関する協定	平成29年3月24日	五島、五島海陽、五島南、奈留高校
14	災害復旧に関する協定	平成29年12月22日	九州電力株式会社 五島配電事業所
15	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	平成30年2月1日	株式会社 コスモス薬品
16	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定	平成31年2月20日	福江南松歯科医師会
17	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	令和元年11月20日	西日本電信電話株式会社長崎支店
18	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	令和2年5月26日	ごと株式会社
19	大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定	令和2年6月29日	五島電気工事業協同組合
20	災害に係る情報発信等に関する協定	令和3年1月28日	ヤフー株式会社
21	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	令和4年8月29日	社会福祉法人五島市社会福祉協議会
22	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和5年10月12日	佐川急便株式会社

10-2.長崎県五島区域防災相互応援協定

長崎県五島区域防災相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の趣旨に基づき、五島市及び新上五島町（以下「市町」という。）において大規模な災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置が実施できない場合において、市町が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定の適用区域)

第2条 この協定の適用区域は、市町の全域（以下「ブロック」という。）とする。

(応援の対象となる災害)

第3条 この協定による応援の対象となる災害は、災害の発生した市町（以下「発生市町」という。）独自の防災力を越える大規模な災害で、防災に関して発生市町以外の市町の応援を必要とするもの（以下「応援対象災害」という。）とする。

(応援の対象となる項目)

第4条 応援の対象となる項目は次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) 医療・防疫・ごみ・遺体処理等の支援
- (5) 災害応急措置に必要な車両、資機材の提供
- (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第5条 市町は、次条の規定による応援要請手続き等が確実かつ円滑に行われるよう防災担当部署の長を連絡責任者として指定するとともに、災害が発生したときは、相互の防災担当部署を通じ速やかに必要な情報を連絡するものとする。

2 市町は、少なくとも年1回、前項の連絡責任者で構成する会議を開催し、応援の実施のため必要な情報の交換及び防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

(応援要請手続き等)

第6条 応援を要請しようとする発生市町（以下「要請市町」という。）は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により他の市町に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するとともに、次条の規定により、速やかに県へその旨通報するものとする。

2 前項の応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、応援内容を決定し要請市町に通知するものとする。

3 前2項の規定による応援要請に係る手続き等の細目は別に定めるものとする。

4 要請市町以外の市町は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(県の指導及び調整)

第7条 発生市町は、応援対象災害が発生したときは、前条の規定による応援要請後直ちに長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策地方本部（以下「県地方本部」という。）のうち当該市町を管轄する県地方本部（以下「管轄地方本部」という。）に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して、必要な指導及び調整を求めるものとする。

2 前項の指導及び調整を求められた管轄地方本部は、長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策本部（以下「県本部」という。）にその旨を報告するとともに、前項の規定による応援等に関して、必要な指導及び調整に努めるものとする。

3 県本部は、管轄地方本部が被災等により前項の事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

(市町以外の区域からの応援)

第8条 県本部は、第2条に規定するブロックにおいて十分な応急措置が実施できないと判断したときは、管轄地方本部と調整のうえ、ブロック以外の県地方本部に対して、必要な指示を行うとともに、法第4条第1項及び第72条第1項の規定による総合調整及び必要な指示を行うものとする。

(応援市町の指揮等)

第9条 応援市町は、応急措置の実施については、要請市町の指揮の下に行動するものとする。

2 要請市町が指揮不能の場合は、応援市町は、自らの指揮の下に行動するものとする。

(報告)

第10条 応援市町は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町及び管轄地方本部に報告するものとする。

2 要請市町は、災害の概要を前項の報告を受けた後速やかに応援市町及び管轄地方本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた要請市町の負担とする。

2 応援を受けた要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた要請市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の市町の任務)

第12条 市町は、他の条項において定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 市町における防災担当部署の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料を作成のうえ、相互に提供すること。

(2) 消防等他の関係機関との情報交換等を行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成16年12月24日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各市町長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年12月24日

五島市長 中尾 郁子

新上五島町長 井上 俊昭

11. 条例・要綱

11-1. 五島市防災会議規則

○五島市防災会議規則

令和3年9月30日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、五島市附属機関の設置等に関する条例（令和3年五島市条例第31号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、五島市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第3項の執行機関が適当と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 自衛隊に所属する者
- (3) 長崎県の知事の部内の職員
- (4) 長崎県警察の警察官
- (5) 副市長
- (6) 教育長
- (7) 消防長
- (8) 消防団長
- (9) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (11) 防災に関し知識又は経験を有する者

(会長)

第3条 防災会議に会長を置き、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 防災会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、防災会議の会議の議長となる。
- 3 防災会議は、委員（条例第4条第2項の臨時委員等を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 防災会議の会議は、公開するものとする。ただし、防災会議が認めた場合は、非公開とすることができる。

(専門委員)

第5条 条例第6条の規定に基づき、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の事項を調査し、その結果を防災会議に報告する。
- 3 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者の中から市長が任命する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議録の作成)

第6条 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務企画部総務課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日において、従前の防災会議に相当する合議体の会長の職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に防災会議の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

11-2. 五島市防災会議委員名簿

区分	機関職名
条例第2条第1項第1号委員	<ul style="list-style-type: none"> 九州農政局長崎県拠点総括農政業務管理官 長崎森林管理署福江森林事務所首席森林官 長崎県海上保安部五島海上保安署長 気象庁長崎地方气象台次長 長崎労働基準監督署五島駐在事務所長
条例第2条第1項第2号委員	<ul style="list-style-type: none"> 航空自衛隊第15警戒隊長
条例第2条第1項第3号委員	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県五島振興局長 長崎県五島保健所長
条例第2条第1項第4号委員	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県五島警察署長
条例第2条第1項第5号委員	<ul style="list-style-type: none"> 五島市副市長
条例第2条第1項第6号委員	<ul style="list-style-type: none"> 五島市教育長
条例第2条第1項第7号委員	<ul style="list-style-type: none"> 五島市消防長
条例第2条第1項第8号委員	<ul style="list-style-type: none"> 五島市消防団長
条例第2条第1項第9号委員	<ul style="list-style-type: none"> 総務企画部長 市民生活部長 福祉保健部長 地域振興部長 産業振興部長 建設管理部長
条例第2条第1項第10号委員	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便株式会社福江郵便局長 株式会社N T Tフィールドテクノ長崎設備部福江センタ 日本通運株式会社長崎支店福江営業所 九州電力送配電株式会社五島配電事業所 長崎新聞社五島支局長 五島中央病院長 五島自動車株式会社代表取締役社長 五島医師会会長 九州商船株式会社福江支店長 市内旅客船連絡協議会（木口汽船） 長崎県トラック協会下五島支部長
条例第2条第1項第11号委員	<ul style="list-style-type: none"> 福江商工会議所会頭 ごとう農業協同組合総務部長 五島市町内会連合会長 五島市婦人防火クラブ連絡協議会会長 五島市社会福祉協議会会長 福江南松歯科医師会会長 五島市老人クラブ連合会長 五島市身体障害者福祉協会会長

11-3. 五島市災害対策本部条例

○五島市災害対策本部条例

平成 16 年 8 月 1 日
条例第 257 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、五島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び職務)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

11-4. 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

昭和 38 年 3 月 20 日
長崎県条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 71 条の規定による従事命令又は協力命令を受けて応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めることを目的とする。

(損害補償の種類)

第 2 条 前条の損害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 障害補償
- (4) 遺族補償
- (5) 葬祭補償
- (6) 打切補償

(補償の内容)

第 3 条 前条に規定する損害補償の支給要件、支給額等については、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）中扶助金に係る規定の例による。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 5 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償の支給については、なお従前の例による。

11-5. 五島市沿岸汚染対策要綱

五島市沿岸汚染対策要綱

第1条 この要綱は、五島市沿岸に漂流若しくは漂着した油（以下「漂流油等」という。）により、沿岸汚染又は汚染のおそれがある場合、これの拡大を防止又は防除するなど、総合的な汚染対策の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2条 汚染対策として措置すべき事項はおおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指示
- (2) 自衛隊への派遣要請
- (3) 漂流油等による汚染が発生し、又は汚染の発生が予想され、その規模及び範囲から漂流油等による沿岸汚染対策本部の設置を必要とするときは、一般災害における災害対策本部設置の例に準じて対応する。
- (4) 防除資器材の援助
- (5) 原因者等に対する補償要求等の助言、指導
- (6) 漁場の整備、漁業施設の取得等に必要な融資資金のあっせん
- (7) 漁場復旧の指導及び助成
- (8) 野生生物の救護

第3条 この要綱の所管は、総務課とする。

11-6. 漂流油等の沿岸汚染対策指導要綱

漂流油等の沿岸汚染対策指導要綱

- 1 漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等について
 汚染発見者の通報及び各関係機関相互の指示、通報、連絡等の系統図は、別紙のとおりとする。
 ただし、漂流油の流入防止、防除作業については、別に定める。
- 2 措置すべき事項
 次の各号を検討し、措置すべき事項を定めるものとする。
 - (1) 沿岸住民に対する汚染関係情報の周知及び広報
 - (2) 資器材の整備、保管
 - (3) 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
 - (4) 漂流油の港内等への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施
 - (5) 関係機関への応援及び協力
 - (6) 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼
 - (7) 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
 - (8) その他必要な事項

3 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
 海岸汚染防止計画は、五島市沿岸汚染対策連絡協議会を開催し、関係者の意見を聴して、次の事項について検討し、策定するものとする。

- (1) 漂流油等の流入防止
 海上保安署から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内、湾内定置網、養殖施設等への流入を防止するため警戒体制に入り、いつでも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、五島市対策本部を設置するものとする。
- (2) 漂流油等の防除
 前項の港内等への流入を防止することができない場合又は防止の暇がなく、港内等へ流入し、漂流、漂着した場合には、時間の経過あるいは気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行うものとする。
 防除作業の基準は、次の要領で実施する。
 - ア 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。
 - イ 部分的に少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。
 - ウ 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量のため時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独では困難と認められる場合には、隣接町の応援を求める等の協議をあらかじめ行っておくものとする。

漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図

